

○厚生労働省告示第五十一號

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十二条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第一区分番号1002の注6及び区分番号1002-2の注5に係る規定は平成二十八年七月一日から適用し、区分番号H001の注6、区分番号H001-2の注6及び区分番号H002の注6に係る規定は平成二十八年十月一日から適用し、区分番号C002の注8及び区分番号C002-2の注8に係る規定、別表第二区分番号C000の注13に係る規定並びに別表第三区分番号00の注3に係る規定は平成二十九年四月一日から適用し、別表第一区分番号B001-3-2の注1のただし書きに係る規定は平成二十九年七月一日から適用し、この告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号B008の1に係る規定については、この告示による改正後の診療報酬の算定方法別表第一区分番号A244の2に規定する診療料を算定する患者を除き、平成二十八年九月三十日までの間、なおその効力を有するものとする。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣 塩崎恭久

第一号中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加える。

別表第一から別表第三までを次のよう改める。

別表第一

医科診療報酬点数表

〔目次〕

第1章 基本診療料
第1部 初・再診料
第1節 初診料
第2節 再診料
第2部 入院料等
第1節 入院基本料
第2節 入院基本料等加算
第3節 特定入院料
第4節 短期滞在手術等基本料

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

第2部 在宅医療

第1節 在宅患者診療・指導料

第2節 在宅療養指導管理料

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第3部 検査

第1節 検体検査料

第2節 検体検査実験料

第3節 刃除

第4節 生体検査料

第5節 薬剤料

第6節 特定保険医療材料料

第4部 画像診断

第1節 エッカス線診断料

第2節 核医学診断料

第3節 コンピューター断層撮影診断料

第4節 薬剤料

第5節 特定保険医療材料料

第5部 投薬

第1節 調剤料

第2節 処方料

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第5節 处方せん料

第6節 調剤技術基本料

第6部 注射

第1節 注射料

第1款 注射実施料

第2款 無菌製剤処理料

第2節 薬剤料

第3節 特定保険医療材料料

第7部 リハビリテーション
第1節 リハビリテーション料
第2節 薬剤料
第3節 精神科専門療法料
第4節 处置料
第5節 医療機器等加算
第6節 薬剤料
第7節 特定保険医療材料料
第8節 手術
第9節 皮膚・皮下組織
第10節 筋骨格系・四肢・体幹
第11節 神経系・頭蓋
第12節 眼
第13節 耳鼻咽喉 ^{こう} ・口腔 ^{こう} ・頭部
第14節 胸部
第15節 心・脈管
第16節 腹部
第17節 尿路系・副腎
第18節 性器
第19節 削除
第20節 臓器提供管理料
第21節 輸血料
第22節 手術医療機器等加算
第23節 薬剤料
第24節 特定保険医療材料料
第25節 麻酔
第26節 麻酔料
第27節 神経プロック料
第28節 薬剤料
第29節 特定保険医療材料料
第30節 放射線治療管理・実施料
第31節 放射線治療管理・実施料
第32節 特定保険医療材料料
第33節 病理診断
第34節 病理標本作製料
第35節 病理診断・判断料
第36節 介護老人保健施設入所者に係る診療料
第37節 併設保険医療機関の療養に関する事項
第38節 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項
第39節 経過措置
第40節 基本診療料
第41節 初・再診料
通則
1 健康保険法第63条第1項第1号及び高齢者医療確保法第64条第1項第1号の規定による初診

及び再診の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、同時に2以上の傷病について初診を行った場合は、区分番号A000に掲げる初診料の注3及び区分番号A001に掲げる外来診療料の注5に規定する場合を除き、初診料又は再診料（外来診療料を含む。）は、初診料の注5のたゞし書、区分番号A001に掲げる再診料（外來診療料を含む。）を算定する。
2 歯科診療及び歯科診療において初診を行った場合には、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別に初診料又は再診料（外來診療料を含む。）を算定する。
3 入院中の患者（第2部第4節に規定する短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用（区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を除く。）は、第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
第1節 初診料

及び再診の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、同時に2以上の傷病について初診を行った場合は、区分番号A000に掲げる初診料の注3及び区分番号A001に掲げる外来診療料の注5に規定する場合を除き、初診料又は再診料（外来診療料を含む。）は、初診料の注5のたゞし書、区分番号A001に掲げる再診料（外來診療料を含む。）を算定する。

2 歯科診療及び歯科診療において初診を行った場合には、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別に初診料又は再診料（外來診療料を含む。）を算定する。

3 入院中の患者（第2部第4節に規定する短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用（区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を除く。）は、第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

第1節 初診料

区分 A000 初診料 292点

注1 保険医療機関において初診を行った場合には算定する。

2 病院である保険医療機関（特定機能病院（医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。）及び許可病床（同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。）の数が500以上である地域医療支援病院（同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、209点を算定する。

3 病院である保険医療機関（許可病床数が500床以上である病院（特定機能病院、地域医療支援病院及び医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものの数が200未満の病院を除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、209点を算定する。

4 当該保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）における医療用医薬品の取引価格の妥協率（当該保険医療機関において購入された使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したもの）をいう。以下同じ。）に占める前売販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条第3項に規定する卸売販売業者をいう。）と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。以下同じ。）が5割以下の保険医療機関において初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、209点を算定する。

5 1 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り141点（注2から注4までに規定する場合にあっては、104点）を算定できる。ただし書の場合においては、注6から注9までに規定する加算は算定しない。

6 6歳未満の乳幼児に對して初診を行った場合は、75点を所定点数に加算する。ただし、注7又は注8に規定する加算を算定する場合は算定しない。

7 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後10時から午前6時ま

- 定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなつた後の直近3ヶ月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。
- 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- イ 14日以内の期間 450点（特別入院基本料等については、300点）
- ロ 15日以上30日以内の期間 192点（特別入院基本料等については、155点）
- 4 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟において、当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であつて、当該他の保険医療機関において区分番号A2,4,6に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入・運搬加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 5 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一 般病棟から転院した患者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設（以下この表において「介護老人保健施設」という。）、老人福祉法（昭和35年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下この表において「特別養護老人ホーム」という。）、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（以下この表において「軽費老人ホーム」という。）、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下この表において「有料老人ホーム」という。）等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。
- 6 当該病棟に入院している患者の重症状度、医療・看護必要度（以下この表において「看護必要度」という。）につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- イ 看護必要度加算1 55点
- ロ 看護必要度加算2 45点
- ハ 看護必要度加算3 25点
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行つた場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。
- 8 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料（別入院基本料等を含む。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
- 9 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（別入院基本料等を含む。）は、所定点数の92に相当する点数により算定する。
- 10 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同様に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
- イ 総合入院体体制成加算 10点
- ハ 臨床研修病院入院診療加算 10点
- 二 救急医療管理加算 10点
- ホ 超急性期脳卒中加算 10点

- ～ 妊産婦緊急搬送入院加算
ト 在宅患者緊急入院診療加算
チ 診療録管理体制加算
リ 急性期看護補助体制加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）
ル 看護職員夜間配置加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）
- ワ 乳幼児加算・幼児加算
カ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ヨ 看護配置加算
タ 看護補助加算
レ 地域加算
ソ 離島加算
ツ 療養環境加算
ネ H11V感染症者療養環境特別加算
ラ 二類感染症患者療養環境特別加算
ム 重症者等療養環境特別加算
ウ 小兒療養環境特別加算
オ 無菌治療室管理加算
ナ 放射線治療病室管理加算
タ 緩和ケア診療加算
マ 精神科リエゾンチーム加算
ケ 重度アルコール依存症入院医療管理加算
ウ 摂食障害入院医療管理加算
ケ がん拠点病院加算
フ 栄養サポートチーム加算
コ 医療安全対策加算
エ 感染防止対策加算
テ 患者サポート体制充実加算
サ 病瘍ハイリスク患者ケア加算
キ ハイリスク妊娠管理加算
ユ ハイリスク分娩管理加算
メ 総合評価加算
シ 呼吸ケアチーム加算
エ 後発医薬品使用体制加算
ヒ 病棟業務業務実施加算1
モ データ提出加算
モ 退院支援加算（1のイ、2のイ及び3に限る。）
セ 認知症ケア加算
ス 精神疾患診療体制加算
ス 薬剤総合評価調整加算
ス 当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であつて、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注1から注10までの規定にかからず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。
11 当該病棟のうち、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注1から注10までの規定にかからず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。
12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方

- 厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、ADL維持向上等体制計算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき80点を所定点数に加算する。
- 13 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。
- A 101 療養病棟入院基本料（1日につき）
- 1 療養病棟入院基本料-1
イ 入院基本料A 1,810点（健康保険法第63条第2項第2号及び高齢者医療確義）という。）を受ける場合にあっては、1,795点）
 - ロ 入院基本料B 1,755点（生活療養を受ける場合にあっては、1,741点）
 - ハ 入院基本料C 1,488点（生活療養を受ける場合にあっては、1,454点）
 - 二 入院基本料D 1,412点（生活療養を受ける場合にあっては、1,397点）
 - ホ 入院基本料E 1,384点（生活療養を受ける場合にあっては、1,370点）
 - ヘ 入院基本料F 1,230点（生活療養を受ける場合にあっては、1,215点）
 - ト 入院基本料G 967点（生活療養を受ける場合にあっては、952点）
 - チ 入院基本料H 919点（生活療養を受ける場合にあっては、904点）
 - リ 入院基本料I 814点（生活療養を受ける場合にあっては、800点）
 - 2 療養病棟入院基本料-2
イ 入院基本料A 1,745点（生活療養を受ける場合にあっては、1,731点）
 - ロ 入院基本料B 1,691点（生活療養を受ける場合にあっては、1,677点）
 - ハ 入院基本料C 1,403点（生活療養を受ける場合にあっては、1,389点）
 - 二 入院基本料D 1,347点（生活療養を受ける場合にあっては、1,333点）
 - ホ 入院基本料E 1,320点（生活療養を受ける場合にあっては、1,305点）
 - ヘ 入院基本料F 1,165点（生活療養を受ける場合にあっては、1,151点）
 - ト 入院基本料G 902点（生活療養を受ける場合にあっては、888点）
 - チ 入院基本料H 854点（生活療養を受ける場合にあっては、840点）
 - リ 入院基本料I 750点（生活療養を受ける場合にあっては、735点）
- 注1 病院の療養病棟（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（以下この表において「療養病床」という。）に係る病棟として地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分及び当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注3のただし書に該当する場合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ1又は2の入院基本料1を算定する。
- 2 注1に規定する病棟以外の療養病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、576点（生活療養を受ける場合にあっては、562点）を算定できる。ただし、療養病棟入院基本料2については、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出していた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣

が定めるもののみに適合しなかつたものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなつた後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を加算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

3 療養病棟入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の一箇病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一箇病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態の場合は、当該基準に従い、当該患者につき、^{じく}摂食評価実施加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2.4.6に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

6 当該病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）的一般病棟から転棟した患者については、転院、入院又は転棟した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援療養病床初期加算として、1日につき150点（療養病棟入院基本料1を算定する場合にあっては、1日につき300点）を所定点数に加算する。

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同様に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 地域医療支援病院入院診療加算
ロ 在宅患者緊急入院診療加算
二 医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算及び100対1補助体制加算に限る。）
ヘ 乳幼児加算・幼児加算
ト 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
チ 地域加算
リ 離島加算
又 H1V感染症者療養環境特別加算
ル 療養病棟療養環境加算
ヲ 療養病棟療養環境改善加算
ワ 重症皮膚潰瘍管理加算
カ 呼吸サポートチーム加算
ヨ 医療安全対策加算
タ 感染防止対策加算
レ 患者サポート体制充実加算
ソ 総合評価加算
ツ 病棟業務業務実施加算1
ナ データ提出加算
ナ 退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）

テ 認知症ケア加算
ム 薬剤総合評価調査加算

8 別に厚生労働大臣が指定する期間において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者及びその疑似患者が入院した場合に区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料を算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、当該患者について、注1の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の例により算定する。

9 当該病棟（療養病棟入院基本料1を算定するものに限る。）に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号J038に掲げる人工腎臓、J038-2に掲げる持続緩徐式血液透析、J039に掲げる血漿交換療法又はJ042に掲げる腹膜灌流を行っている患者については、慢性維持透析管理加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

10 療養病棟入院基本料1を算定する病棟において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、在宅復帰機能強化加算として、1日につき10点を所定点数に加算する。

11 注1に規定する病棟以外の病棟であって、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た療養病棟入院基本料2を算定する病棟については、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合（別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限る。）に限り、注2本文の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、それぞれの所定点数の100分の95に相当する点数を算定する。

12 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟（療養病棟入院基本料2を届け出た病棟に限る。）であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかるらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注2本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、586点（生活療養を受けた場合にあっては、572点）を算定できる。

A 102 結核病棟入院基本料（1日につき）

1 7対1入院基本料	1,591点
2 10対1入院基本料	1,332点
3 13対1入院基本料	1,121点
4 15対1入院基本料	960点
5 18対1入院基本料	822点
6 20対1入院基本料	775点

注1 病院（特定機能病院を除く。）の結核病棟（医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に係る病棟として地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第6号に規定する保険医療機関の病棟については、この限り

でない。

2 注1に規定する病棟以外の結核病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、559点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなかった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

3 注1及び注2の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、特別入院基本料を算定する。

4 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間 400点（特別入院基本料等については、320点）

ロ 15日以上30日以内の期間 300点（特別入院基本料等については、240点）

ハ 31日以上60日以内の期間 200点（特別入院基本料等については、160点）

5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同様に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 地域医療支援病院入院診療加算

ロ 臨床研修病院入院診療加算

ハ 救急医療管理加算

ニ 妊産婦緊急搬送入院加算

ホ 在宅患者緊急入院診療加算

ヘ 診療管理体制加算

ト 乳幼児加算・幼児加算

チ 難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）

リ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ヌ 看護配置加算

ル 看護補助加算

フ 地域加算

ワ 離島加算

カ 療養環境加算

ヨ H1V感染症者療養環境特別加算

タ 二類感染症患者療養環境特別加算

レ 医療安全対策加算

シ 感染防止対策加算

ネ 患者サポート体制充実加算

ナ 痢瘍ハイリスク患者ケア加算

ラ 総合評価加算

ム 後発医薬品使用体制加算

ウ 病棟薬剤業務実施加算1

ヰ データ提出加算

ノ 退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）

オ 認知症ケア加算

ク 精神疾患診療体制加算

ヤ 薬剤総合評価調整加算

- 6 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注2本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、50点を算定できる。

A 1 0 3

精神病棟入院基本料（1日につき）

1 10対1入院基本料	1,271点
2 13対1入院基本料	946点
3 15対1入院基本料	824点
4 18対1入院基本料	735点
5 20対1入院基本料	680点

注1 病院（特定機能病院を除く。）の精神病棟（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床に係る病棟として地方厚生局長等に届出のあったものをいう。以下の表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 注1に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、559点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であつて、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間 465点（特別入院基本料等については、300点）

ロ 15日以上30日以内の期間 250点（特別入院基本料等については、155点）

ハ 31日以上90日以内の期間 125点（特別入院基本料等については、100点）

ニ 91日以上180日以内の期間 10点

ホ 181日以上1年以内の期間 3点

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から算起して1月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。

5 当該病棟に入院する患者が、入院した日から算起して1月以内の期間に限り、精神科急救搬送患者地域連携受入加算を算定したものである場合には、入院した日から算起して14日を限度として、救急支援精神病棟初期加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に

掲げる加算について、同節に規定する算定期件を満たす場合に算定できる。

イ 地域医療支援病院入院診療加算

ロ 臨床研修病院入院診療加算

ハ 救急医療管理加算

ニ 妊産婦緊急搬送入院診療加算

ホ 在宅患者緊急入院診療加算

ヘ 特殊疾患入院施設管理加算

ト 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

チ 100対1補助体制加算に限る。）

チ 乳幼児加算・幼児加算

リ 難病等特別入院診療加算

ヌ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ヌ 看護配置加算

ヌ 看護補助加算

カ 地域加算

ヨ 離島加算

タ 療養環境加算

レ H1V感染症患者療養環境特別加算

ソ ツ 二類感染症患者療養環境特別加算

ヌ 精神科措置入院診療加算

ヌ 精神科心急入院施設管理加算

ヌ 精神科隔離室管理加算

ヌ 精神病棟入院時医学管理加算

ヌ 精神科地域移行実施加算

ヌ 精神科身体合併症管理加算（18対1入院基本料及び20対1入院基本料を算定するものを除く。）

ヰ 強度行動障害入院医療管理加算

ノ オ 強度アルコール依存症入院医療管理加算

ヌ 摂食障害入院医療管理加算

ヌ 医療安全対策加算

ヌ 感染防止対策加算

マ ベ 傷者サポート体制充実加算

ケ ハイリスク患者ケア加算

フ ハイリスク妊娠管理加算

コ 精神科急救搬送患者地域連携受入加算

エ 後発医薬品使用体制加算

テ 病棟業務業務実施加算1

ア データ提出加算

キ 薬剤総合評価調整加算

ホ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、1日につき30点を所定点数に加算する。

8 精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、区分番号A230-2に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B005-1-2に掲げる介護支援連携指導料、区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料は、

- 算定しない。
- 9 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
 厚生局長等に届け出た病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるものののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注2本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、569点を算定できる。
- A 1 0 4 特定機能病院入院基本料（1日につき）
- | | | |
|-----------|---|------------------------------------|
| 1 一般病棟の場合 | イ 7対1 入院基本料
ロ 10対1 入院基本料 | 1,599点
1,339点 |
| 2 結核病棟の場合 | イ 7対1 入院基本料
ロ 10対1 入院基本料
ハ 13対1 入院基本料
二 15対1 入院基本料
ハ 13対1 入院基本料
二 15対1 入院基本料 | 1,599点
1,339点
1,126点
965点 |
| 3 精神病棟の場合 | イ 7対1 入院基本料
ロ 10対1 入院基本料
ハ 13対1 入院基本料 | 1,350点
1,278点
951点
868点 |
- 注1 特定機能病院の一般病棟、結核病棟又は精神病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- 2 注1の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、区分番号A 1 0 2に掲げる結核病棟入院基本料の注3に規定する特別入院基本料の例により算定する。
- 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- イ 一般病棟の場合
- | | |
|-------------------|------|
| (1) 14日以内の期間 | 712点 |
| (2) 15日以上30日以内の期間 | 207点 |
- ロ 結核病棟の場合
- | | |
|-------------------|------|
| (1) 30日以内の期間 | 330点 |
| (2) 31日以上90日以内の期間 | 200点 |
- ハ 精神病棟の場合
- | | |
|--------------------|------|
| (1) 14日以内の期間 | 505点 |
| (2) 15日以上30日以内の期間 | 250点 |
| (3) 31日以上90日以内の期間 | 125点 |
| (4) 91日以上180日以内の期間 | 30点 |
| (5) 181日以上1年以内の期間 | 15点 |
- 4 当該病棟（精神病棟に限る。）に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合は、入院した日から起算して1月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。
- 5 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- イ 看護必要度加算1
ロ 看護必要度加算2
ハ 看護必要度加算3
- 6 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料（一般病棟に限る。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
 医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（一般病棟に限る。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
- 7 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（一般病棟に限る。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
- 8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同前に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
- イ 臨床研修病院入院診療加算
ロ 救急医療管理加算
ハ 超急性期脳卒中加算（一般病棟に限る。）
二 妊産婦緊急搬送入院加算
ホ 在宅患者緊急入院診療加算
ヘ 診療録管理体制加算
ト 医師事務作業補助体制加算1
チ リス 急性期看護補助体制加算（一般病棟に限る。）
乳幼児加算・幼児加算
看護職員夜間配置加算（一般病棟に限る。）
カ ョ 地域加算
タ 離島加算
レ 療養環境加算
ソ H I V 感染者療養環境特別加算
ツ 二類感染症患者療養環境特別加算
ニ 病棟に限る。)
チ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ワ 看護補助加算
カ 地域加算
タ 離島加算
レ 療養環境加算
ソ H I V 感染者療養環境特別加算
ニ 二類感染症患者療養環境特別加算
チ 小児療養環境特別加算（一般病棟に限る。）
ウ 無菌治療室管理加算（一般病棟に限る。）
ナ 放射線治療病室管理加算（一般病棟に限る。）
ラ 緩和ケア診療加算（一般病棟に限る。）
ム 精神科措置入院診療加算（精神病棟に限る。）
ウ 精神科心臓介入施設管理加算（精神病棟に限る。）
チ 精神科離隔室管理加算（精神病棟に限る。）
オ 精神科地域移行実施加算（精神病棟に限る。）
ノ 精神科病棟入院時医学管理加算（精神病棟に限る。）
タ 精神科病棟合併症管理加算（精神病棟に限る。）
ヤ 精神科身体合併症管理加算（精神病棟に限る。）
マ 強度行動障害入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）
フ 重度アルコール依存症入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）
コ 摂食障害入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）
エ がん拠点病院加算（一般病棟に限る。）

- テ 案養サポートチーム加算（一般病棟に限る。）
- ア 医療安全対策加算
- サ 感染防止対策加算
- キ 患者サポート体制充実加算
- ユ ハイリスク妊娠管理加算
- メ ハイリスク分娩管理加算（一般病棟に限る。）
- ミ 総合評価加算（精神病棟を除く。）
- シ 呼吸ケアチーム加算（一般病棟に限る。）
- エ 後発医薬品使用体制加算
- ヒ 病棟薬剤業務実施加算
- モ データ提出加算
- ス 退院支援加算（一般病棟は1のイ、2のイ及び3に限り、結核病棟は1のロ及び2のロに限る。）
- ン 認知症ケア加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）
- イイ 精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）
- イロ 料又は13対1入院基本料を算定するものに限る。）
- イハ 薬剤総合評価調整加算
- 9 当該病棟（一般病棟に限る。）のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者について、注1から注8までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟（一般病棟に限る。）に入院している患者について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき80点を所定点数に加算する。
- A105 専門病院入院基本料（1日につき）
- | | |
|-------------|--------|
| 1 7対1入院基本料 | 1,591点 |
| 2 10対1入院基本料 | 1,332点 |
| 3 13対1入院基本料 | 1,121点 |
- 注1 専門病院（主として悪性腫瘍、循環器疾患等の患者を入院させる保険医療機関であって高度かつ専門的な医療を行っているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）の一般病棟であって、看護配置、看護師比率、平均住院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に従い、それ所定点数を算定する。ただし、通則第6号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。
- 2 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- イ 14日以内の期間
- ロ 15日以上30日以内の期間
- 3 当該病棟に入るとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に従る区間に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- イ 看護必要度加算1
- ロ 看護必要度加算2
- 512点
- 207点
- 6 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
- 7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
- イ 携帯研修病院入院診療加算
- ロ 救急医療管理加算
- ハ 在宅患者緊急入院診療加算
- ニ 妊産婦緊急搬送入院加算
- ホ 起急性期脳卒中加算
- ヘ 診療録管理体制加算
- ト 医師事務作業補助体制加算
- チ 急性期看護補助体制加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）
- リ 看護職員夜間配置加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）
- ヌ 乳幼児加算・幼児加算
- ル 難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
- ヲ 超重症見（者）入院診療加算・準超重症見（者）入院診療加算
- カ 看護補助加算
- カ 地域加算
- ヨ 離島加算
- タ 療養環境加算
- レ H1V感染者療養環境特別加算
- ソ 二類感染症患者療養環境特別加算
- ツ 重症者等療養環境特別加算
- ヌ 小児療養環境特別加算
- チ 無菌治療室管理加算
- ラ 放射線治療病室管理加算
- ム 緩和ケア診療加算
- ウ 精神科リエゾンチーム加算
- ヰ 強度行動障害入院医療管理加算
- ノ 摂食障害入院医療管理加算
- オ カ がん拠点病院加算
- ヤ 約養サポートチーム加算
- マ 医療安全対策加算
- ケ 感染防止対策加算
- フ 患者サポート体制充実加算
- コ 「患者」ハイリスク妊娠管理加算
- エ ハイリスク妊娠管理加算
- テ 総合評価加算

4 ハ 看護必要度加算3
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。

5 退院が特定の時間帯に集中して、1日につき5点を所定点数に加算する。
医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

6 入院日及び退院日が特定の日に集中している日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

- ア 呼吸ケアチーム加算
サ 後発医薬品使用体制加算
キ 病棟薬剤業務実施加算 1
ユ データ提出加算
メ 退院支援加算 (1のイ、2のタ及び3に限る。)
ミ 認知症ケア加算
シ 精神疾患診療体制加算
エ 薬剤総合評価調整加算
- 8 当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であつて、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注1から注7までの規定にかかわらず、区分番号A 10 1に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき80点を所定点数に加算する。
- A 10 6 障害者施設等入院基本料（1日につき）
- | | |
|-------------|--------|
| 1 7対1入院基本料 | 1,588点 |
| 2 10対1入院基本料 | 1,329点 |
| 3 13対1入院基本料 | 1,118点 |
| 4 15対1入院基本料 | 978点 |
- 注 1 障害者施設等一般病棟（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。））を入所させるものに限る。）及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに別に厚生労働大臣が定める重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟をいう。以下この表において同じ。）であつて、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- 2 注 1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出していた病棟であつて、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるものののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなつた後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それとの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。
- 3 当該病棟の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- イ 14日以内の期間 312点
- ロ 15日以上30日以内の期間 167点
- 4 機関において区分番号A 2 4 6に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別
- に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3までの規定にかかわらず、特定入院基本料として966点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の15に相当する点数を減算する患者については、860点を算定する。この場合において、特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部画像診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬において「除外薬剤・注射薬」という。）の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
- 6 当該病棟に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であつて、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）第5の3（1）のイの④に規定する医療区分2の患者又は第5の3（2）のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1及び注3の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。
- イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合
- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 医療区分2の患者に相当するもの | 1,405点 |
| (2) 医療区分1の患者に相当するもの | 1,331点 |
- ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合
- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 医療区分2の患者に相当するもの | 1,317点 |
| (2) 医療区分1の患者に相当するもの | 1,184点 |
- ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合
- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 医療区分2の患者に相当するもの | 1,219点 |
| (2) 医療区分1の患者に相当するもの | 1,086点 |
- イ 在宅患者緊急入院診療加算
- ロ 在宅患者緊急入院診療加算
- ハ 診療管理体制加算
- ニ 医師事務作業補助体制加算
- ホ 乳幼児加算・幼児加算
- ヘ 離乳等特別入院診療加算（離乳患者等入院診療加算に限る。）
- チ 特殊疾患入院施設管理加算
- リ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
- ヌ 看護配置加算
- ヌ 看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
- ヌ 地域加算
- ヌ 離島加算
- ヌ 療養環境加算
- カ H 1 V 感染者療養環境特別加算
- タ 二類感染症患者療養環境特別加算
- レ 重症者等療養環境特別加算
- ソ 強度行動障害入院医療管理加算
- ヌ 医療安全対策加算
- ヌ 感染防止対策加算
- ヌ 患者サポート体制充実加算
- ヌ 潜瘡ハイリスク患者ケア加算
- ラ 後発医薬品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）

ム データ提出加算	4 夜間の緊急体制確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、夜間緊急体制確保加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。	
ウ 退院支援加算 (1の口及び2の口に限る。)	5 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。	
ヰ 認知症ケア加算	6 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。	
A 107 削除	7 第6部注射及び第3部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。	
A 108 有床診療所入院基本料 (1日につき)	8 注6に規定する点数を算定する患者に対しても第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第3部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。	
1 有床診療所入院基本料1	9 医師配置加算1 イ 14日以内の期間 ロ 15日以上30日以内の期間 ハ 31日以上の期間	60点 861点 669点 567点
2 有床診療所入院基本料2	10 医師配置加算2 イ 14日以内の期間 ロ 15日以上30日以内の期間 ハ 31日以上の期間	20点 770点 578点 521点
3 有床診療所入院基本料3	11 医師配置加算3 イ 14日以内の期間 ロ 15日以上30日以内の期間 ハ 31日以上の期間	35点 568点 530点 500点
4 有床診療所入院基本料4	12 医師配置加算4 イ 14日以内の期間 ロ 15日以上30日以内の期間 ハ 31日以上の期間	10点 775点 602点 510点
5 有床診療所入院基本料5	13 医師配置加算5 イ 14日以内の期間 ロ 15日以上30日以内の期間 ハ 31日以上の期間	5点 693点 520点 469点
6 有床診療所入院基本料6	14 医師配置加算6 イ 14日以内の期間 ロ 15日以上30日以内の期間 ハ 31日以上の期間	388点 511点 477点 450点
注1 有床診療所(療養病床に係るものと除く。)であって、看護配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	15 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。	
2 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。	16 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関に入院した患者又は介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して7日を限度として、有床診療	

所 一般病床初期加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。
5 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している患者については、夜間緊急体制確保加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。
6 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、入院している患者を、当該入院の日から30日以内に看取った場合には、看取り加算として、1,000点(在宅療養支援診療所(区分番号B 0 0 4)に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。)にあっては、2,000点)を所定点数に加算する。
8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ 救急医療管理加算 ロ 超急性期脳卒中加算 ハ 妊産婦緊急搬送入院加算 ニ 在宅患者緊急入院診療加算 ホ 診療録管理体制加算
ト 乳幼児加算・幼児加算 チ 難病等特別入院診療加算(難病患者等入院診療加算に限る。) リ 特殊疾患入院施設管理加算 ル 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
ヲ H I V 感染者療養環境特別加算 ワ 小児療養環境特別加算 カ 無菌治療室管理加算 ヨ 放射線治療病室管理加算 タ 重症皮膚潰瘍病室管理加算 レ 有床診療所緩和ケア診療加算 ソ 医療安全対策加算 ツ 感染防止対策加算 ナ 患者サポート体制充実加算

注	病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を図るための医師事務作業の補助の体制算定	330点
その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとしているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料等を除く。)又は第3節の特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特別入院料のうち、医師事務作業補助(体制算定)を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に該する区分に併し、入院初日に限り新占数に加算する。	138点	
40対1補助体制加算	255点	
50対1補助体制加算	180点	
75対1補助体制加算	ト	
100対1補助体制加算	チ	

ハ 診療所の場合
注1 乳幼児加算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関に入院している3歳未満の乳幼児（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを見に算定している患者に限る。）、所定点数に加算する。
2 幼児加算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関に入院している3歳以上6歳未満の幼児（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

1 難病患者等入院診療費加算	250点
2 二類感染症患者入院診療費加算	250点
注1 難病患者等入院診療費加算は、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として保険医療機関に入院する患者であって、別に厚生労働大臣が定める状態にある医の（第1箭の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3箭の特定入院料のうち、難病等特別入院診療費加算を旨定づけたもの）を用いて算定して支拂	250点

基準に付するが、付帯する看護手当を除く限りの、患者の病院費用の本筋の計算を算出する。このようにして算出された金額を、(1)の算出された金額と併せて、(2)の算出された金額を算出する。
2. 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ算定して算出する。

イ ロ ハ	<p>夜間30対1 急性期看護補助体制加算 夜間50対1 急性期看護補助体制加算 夜間100対1 急性期看護補助体制加算</p> <p>3 夜間に於ける看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、10点を更に所定点数に加算する。</p> <p>看護職員夜間配置加算（1日につき）</p>	<p>40点 35点 20点</p>
A 2 0 7 - 4		

注 重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病院の病棟又は有床診療所に關する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、保健医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟又は有床診療所に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、特殊疾患入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。ただし、この場合において、難病等特別入院診療加算は算定しない。

1 看護職員夜間12対1配置加算

A212 超重症児（著）入院診療加算・準超重症児（著）入院診療加算（1日につき）

看護職員夜間12対1配置加算1
看護職員夜間12対1配置加算2
60点
80点

1 超重症児(者) 入院診療加算
イ 6歳未満の場合 800点

40点
看護職員夜間16対1配置加算
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に注

400点
□ 6歳以上の場合
2 進超重症児(者) 入院診療加算

届け出た病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)のうち、看護職員が開記録を加算する場合で、その額を算定する)の患者(以下「看護」)。

200点
100点
占
イロ
6歳未満の場合
6歳以上の埋入

について、当該施設基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度と

注 1 超重症児（者）入院診療加算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険料額の100%。

して所定点数に計算する。
乳幼児加算・幼児加算（1日につき）

医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める超重症の状態にあるもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特

1 乳幼児加算
イ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合を除く。） 333点

定入院料のうち、超重症見（者） 入院診療加算・準超重症見（者） 入院診療加算を算定できるものと現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算

□ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合に限る。）
△ 診療所の場合は
289点
占80%

（考）入院診療加算は、引け直生学齢十五歳が定め、其満たす才便する。准認書（甲）

2 幼児加算
　　病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合を除く。）
　　病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合に限る。）
　　283点
　　239点

【第1節 入院基木料】(以下) 入院基木料、別に厚生労働大臣が定める準重症の状態にあるもの(第1節の入院基木料(特別入院基本料等を含む。))又は第3節の特定入院料のうち、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療

加算を算定できるものを見に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

3 当該患者が自宅から入院した患者又は他の保険医療機関から転院してきた患者であつて、当該他の保険医療機関において区分番号A 3 0 1に掲げる特定集中治療室管理料の注2に規定する小見加算、区分番号A 3 0 1～4に掲げる小見特定集中治療室管理料、区分番号A 3 0 2に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A 3 0 3の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことのある者である場合には、入院した日から起算して5日を限度として、救急・在宅重症児(者)受入加算として、1日につき200点を更に所定点数に加算する。

4 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算は、一般病棟に入院している患者(区分番号A 1 0 6に掲げる障害者施設等入院基本料、区分番号A 3 0 6に掲げる特殊疾患入院医療管理料及び区分番号A 3 0 9に掲げる特殊疾患病棟入院料を算定するものを除く。)については、入院した日から起算して90日を限度として、所定点数に加算する。

A 2 1 2 - 2 削除

A 2 1 3 看護配置加算(1日につき)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出で当該基準による看護を行う病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、看護配置加算を算定できるものを見に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A 2 1 4 看護補助加算(1日につき)

1 看護補助加算1
2 看護補助加算2
3 看護補助加算3

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出で当該基準による看護を行う病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、看護補助加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。
2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、夜間(15時1看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として30点を更に所定点数に加算する。
3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り150点を更に所定点数に加算する。

A 2 1 5 からA 2 1 7まで 削除

A 2 1 8 地域加算(1日につき)

1 1級地
2 2級地
3 3級地
4 4級地
5 5級地
6 6級地
7 7級地

注 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、地域加算を算定

できるものを見に算定している患者に限る。)について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

A 2 1 8 - 2 離島加算(1日につき)

18点

注 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、離島加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

25点

注 1床当たりの平均床面積が8平方メートル以上である病室(健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者医療確保法第64条第2項第5号に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係るものを見く。)として保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、H 1 V感染症者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小兒療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。)について、所定点数に加算する。

A 2 2 0 H 1 V感染症者療養環境特別加算(1日につき)

1 個室の場合
2 2人部屋の場合

350点
150点

注 H 1 V感染症者療養環境特別加算は、保険医療機関に入院している後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、H 1 V感染症者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小兒療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。)について、所定点数に加算する。

A 2 2 0 - 2 二類感染症患者療養環境特別加算(1日につき)

1 個室加算
2 陰圧室加算

300点
200点

注 保険医療機関に入院している感染症法第6条第3項に規定する二類感染症に感染している患者及び同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者並びにそれらの疑似患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、必要を認めて個室又は陰圧室に入院させた場合に、個室加算又は陰圧室加算として、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 2 1 重症者等療養環境特別加算(1日につき)

1 個室の場合
2 2人部屋の場合

300点
150点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している重症者等(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、重症者等療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小兒療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。)について、所定点数に加算する。

A 2 2 1 - 2 小兒療養環境特別加算(1日につき)

300点

注 治療上の必要があつて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、個室に入院した15歳未満の小児(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、小兒療養環境特別加算を算定できるも環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。)について、所定点

数に加算する。

A 2 2 2 療養病棟療養環境加算(1日につき)

132点

注 療養病棟療養環境加算1
2 療養病棟療養環境加算2

115点

- A 2 2 2 - 2 療養病棟療養環境改善加算（1日につき）**
- | | |
|------------------|-----|
| 1 療養病棟療養環境改善加算 1 | 80点 |
| 2 療養病棟療養環境改善加算 2 | 20点 |
- 注 療養病棟であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を除く。）のうち、療養病棟療養環境加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。
- A 2 2 3 療養病棟療養環境改善加算（1日につき）**
- | | |
|------------------|-----|
| 1 療養病棟療養環境改善加算 1 | 80点 |
| 2 療養病棟療養環境改善加算 2 | 20点 |
- 注 療養病棟であつて、療養環境の改善につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を除く。）のうち、療養病棟療養環境改善加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。
- A 2 2 3 診療所療養病床療養環境改善加算（1日につき）**
- | | |
|---------------------|------|
| 1 診療所療養病床療養環境改善加算 1 | 100点 |
|---------------------|------|
- 注 診療所の療養病床であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。
- A 2 2 3 - 2 診療所療養病床療養環境改善加算（1日につき）**
- | | |
|---------------------|-----|
| 1 診療所療養病床療養環境改善加算 1 | 35点 |
|---------------------|-----|
- 注 診療所の療養病床であつて、療養環境の改善につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者について、所定点数に加算する。
- A 2 2 4 無菌治療室管理加算（1日につき）**
- | | |
|---------------|--------|
| 1 無菌治療室管理加算 1 | 3,000点 |
| 2 無菌治療室管理加算 2 | 2,000点 |
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて無菌治療室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、無菌治療室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、H.I.V感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は小児療養環境特別加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。
- A 2 2 5 放射線治療病室管理加算（1日につき）**
- | | |
|-----------------|--------|
| 1 放射線治療病室管理加算 1 | 2,500点 |
|-----------------|--------|
- 注 治療上の必要があつて、保険医療機関において、放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者について、所定点数に加算する。
- A 2 2 6 重症皮膚潰瘍管理加算（1日につき）**
- | | |
|----------------|-----|
| 1 重症皮膚潰瘍管理加算 1 | 18点 |
|----------------|-----|
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、重症皮膚潰瘍を有している患者に対して、当該保険医療機関が計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を含む。）のうち、重症皮膚潰瘍管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
- A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算（1日につき）**
- | | |
|--------------|------|
| 1 緩和ケア診療加算 1 | 400点 |
|--------------|------|
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、緩和ケア診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
- A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算（1日につき）**
- | | |
|--------------|------|
| 1 緩和ケア診療加算 1 | 400点 |
|--------------|------|
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、緩和ケア診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
- A 2 2 7 精神科措置入院診療加算（入院初日）**
- | | |
|-----------------|--------|
| 1 精神科措置入院診療加算 1 | 2,500点 |
|-----------------|--------|
- 注 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条又は第29条の2に規定する入院措置に係る患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科措置入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該措置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。
- A 2 2 8 精神科応急入院施設管理加算（入院初日）**
- | | |
|-------------------|--------|
| 1 精神科応急入院施設管理加算 1 | 2,500点 |
|-------------------|--------|
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項に規定する入院等に係る患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科応急入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該措置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。
- A 2 2 9 精神科隔離室管理加算（1日につき）**
- | | |
|----------------|------|
| 1 精神科隔離室管理加算 1 | 220点 |
|----------------|------|
- 注 精神科を標榜する病院である保険医療機関において、入院中の精神障害者である患者に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に基づいて隔離を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を含む。）のうち、精神科隔離室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、月7日に限り、所定点数に加算する。ただし、同法第33条の7第1項に規定する入院に係る患者について、精神科応急入院施設管理加算を算定した場合には、当該入院中は精神科隔離室管理加算を算定しない。
- A 2 3 0 精神病棟入院時医学管理加算（1日につき）**
- | | |
|-------------------|----|
| 1 精神病棟入院時医学管理加算 1 | 5点 |
|-------------------|----|
- 注 医師の配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た精神病棟に入院している患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を含む。）のうち、精神病棟入院時医学管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
- A 2 3 0 - 2 精神科地域移行実施加算（1日につき）**
- | | |
|-----------------|-----|
| 1 精神科地域移行実施加算 1 | 20点 |
|-----------------|-----|
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神病棟における入院期間が5年を超える患者に対して、退院調整を実施し、計画的に地域への移行を始めた場合に、当該保険医療機関の精神病棟に入院した患者（第1節の入院基本料・特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神病地域移行実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
- A 2 3 0 - 3 精神科身体合併症管理加算（1日につき）**
- | | |
|------------------|------|
| 1 精神科身体合併症管理加算 1 | 450点 |
| 2 精神科身体合併症管理加算 2 | 225点 |
- 注 精神科を標榜する病院であつて別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣

が定める身体合併症を有する精神障害者である患者に対して必要な治療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科身体合併症管理加算を算定できるもの）を現に算定している患者に限る。）について、当該疾患の治療開始日から起算して10日を限度として、当該患者の治療期間に応じ、所定点数に加算する。

A 2 3 0 - 4 精神科リエゾンチーム加算（週1回）
 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、拘うつ若しくはせん妄を有する患者、精神疾患有する患者又は自殺企図により入院した患者に対して、当該保険医療機関の精神科の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して、当該患者の精神症状の評価等の必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科リエゾンチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、当該患者の治療期間に応じ、所定点数に加算する。

分番号 A 2 4 7 に掲げる認知症ケア加算1は別に算定できない。

A 2 3 1 削除

A 2 3 1 - 2 強度行動障害入院医療管理加算（1日にについて）
 300点
 100点
 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、強度行動障害入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対する必要な治療を行った場合に、所定点数に加算する。

A 2 3 1 - 3 重度アルコール依存症入院医療管理加算（1日にについて）
 300点
 100点
 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、重度アルコール依存症入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対する必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 1 - 4 摂食障害入院医療管理加算（1日ににつき）
 200点
 100点
 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、摂食障害入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対する必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 3 削除

A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加算（週1回）
 200点
 300点
 注 1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理をする患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、栄養サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回（療養病棟入院基本料を算定している患者については、入院した日から起算して1ヶ月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1ヶ月を超えて6ヶ月以内の期間にあっては月1回）に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号B 0 0 1 の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B 0 0 1 の11に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B 0 0 1 - 2 - 3 に掲げる乳幼児食指導料は別に算定できない。

2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、栄養サポートチーム加算（特定地域）として、100点を所定点数に加算することができる。

3 注1の場合において、歯科医師が、注1の必要な診療を保険医等と共同して行った場合は、歯科医師連携加算として、50点を更に所定点数に加算する。

A 2 3 4 医療安全対策加算（入院初日）
 85点
 35点
 1 医療安全対策加算1
 2 医療安全対策加算2
 注 別に厚生労働大臣が定める組織的な医療安全対策に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、医療安全対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算（入院初日）
 400点
 100点
 1 感染防止対策加算1
 2 感染防止対策加算2
 注 1 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、感染防止対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。

2 感染防止対策加算1を算定する保険医療機関であって、感染防止対策に関する医療機関の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、感染防止対策地域連携加算として、100点を更に所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 3 患者サポート体制充実加算（入院初日）
 70点
 10点
 注 患者サポート体制充実加算（入院初日）を算定する保険医療機関に入院するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、患者サポート体制充実加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 3 5 削除
A 2 3 6 傷看ハイリスク患者ケア加算（入院中1回）

500点
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、傷看ハイリスク患者ケア加算を算定できるもの）又は第3節の特定入院料のうち、傷看ハイリスク患者ケア加算を行った場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保健医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、傷看ハイリスク患者ケア加算（特定地域）として、250点を所定点数に加算することができる。

A 2 3 6 - 2 ハイリスク妊娠管理加算（1日につき）

1,200点
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、ハイリスク妊娠管理加算を算定できるもの）を現に算定している患者に限る。）について、入院中にハイリスク妊娠管理を行った場合に、1入院に限り20日を限度として所定点数に加算する。

A 2 3 7 ハイリスク分娩管理加算（1日につき）

3,200点
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、ハイリスク分娩管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合に、1入院に限り8日を限度として所定点数に加算する。

2 ハイリスク分娩管理と同一日に行うハイリスク妊娠管理に係る費用は、ハイリスク分娩管理加算に含まれるものとする。
A 2 3 8 から A 2 3 8 - 5 まで 削除
A 2 3 8 - 6 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算（退院時1回）

1,000点

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、緊急に入院した患者（第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該入院した日から起算して60日以内に、当該患者に係る診療情報文書により提供した上で、他の保険医療機関に転院させた場合、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 3 8 - 7 精神科救急搬送患者地域連携受け入れ加算（入院初日）

2,000点

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関において区分番号A 2 3 8 - 6 に掲げる精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定した患者を入院させた場合、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携受け入れ加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該入院した日から起算して60日以内に、当該患者に係る診療情報文書により提供した上で、他の保険医療機関に転院させた場合、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 3 9 総合評価加算（入院中1回）

100点

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、入院中の患者であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満のもの又は65歳

以上のもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、総合評価加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対しても、当該患者の基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的な評価を行った場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 4 1 削除
A 2 4 2 呼吸ケアチーム加算（週1回）

150点
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、臨床工学技士、理学療法士等が共同して、人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、呼吸ケアチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回に限り所定点数に加算する。ただし、区分番号B 0 1 1 - 4 に掲げる医療機器安全管理料の1は別に算定できない。

A 2 4 3 後発医薬品使用体形加算（入院初日）

1 後発医薬品使用体形加算1

42点

2 後発医薬品使用体形加算2

35点

3 後発医薬品使用体形加算3

28点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める患者を除き、第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、後発医薬品使用体形加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回に限り所定点数に加算する。別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める患者を除き、第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、後発医薬品使用体形加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該施設基準に従い、それぞれ入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算

1 病棟薬剤業務実施加算1（週1回）

100点

2 病棟薬剤業務実施加算2（1日につき）

80点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について、薬剤師が病棟等において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）及び第3節の特定入院料のうち、病棟薬剤業務実施加算1又は病棟薬剤業務実施加算2を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、病棟薬剤業務実施加算1にあっては週1回に限り、病棟薬剤業務実施加算2にあっては1日につき所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定している患者については、入院した日から起算して8週間を限度とする。

A 2 4 5 データ提出加算（入院中1回）

1 データ提出加算1

120点

イ 200床以上の病院の場合

170点

ロ 200床未満の病院の場合

130点

2 データ提出加算2

180点

イ 200床未満の病院の場合

130点

ロ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に、当該保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算を算定できる

ものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院中1回に限り、退院時に、所定点数に加算する。

A 2 4 6 退院支援加算(退院時1回)

A247 認知症ケア加算(1日につき)

- | | | |
|----|--|------|
| イ | 14日以内の期間 | 150点 |
| ロ | 15日以上の期間 | 30点 |
| 2 | 認知症ケア加算 2 | |
| イ | 14日以内の期間 | |
| ロ | 15日以上の期間 | |
| 15 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1箭の入院基本料(特別入院基準料) | 30点 |
| 10 | 点 | |

A 248 精神疾患診療体制加算

- | | | |
|---|---|--|
| 精神疾患診療体制加算 | 2 | 身体的拘束を実施した日は、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。 |
| 精神疾患診療体制加算 1（入院初日） | 1 | 1,000点
精神疾患診療体制加算 2（入院初日から3日以内に1回）
330点 |
| 精神疾患診療体制加算 1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関で求めるに応じて、当該地方の保険医療機関の精神病棟に入院する身体合併症の入院治療を要する精神疾患患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神疾患診療体制加算を算定できるもの）を現に算定している患者に限る。の転院を受け入れた場合に、入院初日に限り所定点数に加算する。 | 2 | 精神疾患診療体制加算 2は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、救急用の自動車等により緊急に搬送された身体疾患又は外傷及び拘うつ、せん妄等の精神症状を有する患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特 |

1 精神疾患診療体制加算 3 の届出を行つていい病棟に入院している患者（あらかじめ地城連携診療計画を作成し、当該計画に係る疾患の治療等を担う他の保険医療機関又は介護サービス事業者等と共有するとともに、当該患者の同意を得た上で、入院等に当該計画に基づく当該患者の診療計画を作成及び説明し、文書により提供したものに限る。）について、退院時又は転院時に当該他の保険医療機関又は介護サービス事業者等に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合

2 他の保険医療機関からの転院（1回の転院に限る。）患者（当該他の保険医療機関において当該加算を算定したものであって、当該患者の同意を得た上で、入院時にあらかじめ作成した地域連携診療計画に基づき当該患者の診療計画を作成及び説明し、文書により提供したものに限る。）について、退院時又は転院時に当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合

3 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保健医療機関であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注2に規定する届出の有無にかかわらず、注2に規定する加算の点数に代えて、退院支援加算（特定地域）として、それぞれ95点又は318点を所定点数に加算することができる。

4 認知症ケア加算（1日につき）

認知症ケア加算 1	14日以内の期間	150点
	15日以上の期間	30点
認知症ケア加算 2	14日以内の期間	30点
	15日以上の期間	10点

5 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保健医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、認知症ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要なケアを行つた場合に、当該基準による区分に従い、当該患者のケアが開始された日から起算した入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。ただし、認知症ケア加算 1 を算定する場合は、区分番号 A 2 3 0 - 4 に掲げる精神科リエゾンチーム加算は別に算定できない。

2 身体的拘束を実施した日は、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。

6 疾患診療体制加算

精神疾患診療体制加算 1（入院初日） 1,000点
精神疾患診療体制加算 2（入院初日から 3 日以内に 1 回） 330点

1 精神疾患診療体制加算 1 は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保健医療機関が、他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関の精神病棟に入院する身体合併症の入院治療を要する精神疾患患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神疾患診療体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）の転院を受け入れた場合に、入院初日に限り所定点数に加算する。

2 精神疾患診療体制加算 2 は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保健医療機関において、救急用の自動車、等により緊急に搬送された身体疾患又は外傷及び拘うつ、せん妄等の精神症状を有する患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特

A 2 4 9	精神科急性期医師配置加算（1日につき）	500点	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に限る。)に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項に規定する精神保健指定医（以下この表において「精神保健指定医」という。）等の精神科医が診察を行った場合に、入院初日から3日以内に1回に限り、所定点数に加算する。	
A 2 5 0	薬剤総合評価調整加算（退院時1回）	250点	注 入院中の患者について、以下のいずれかに該当する場合に、退院時1回に限り所定点数に加算する。 イ 入院前に6種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されていた患者について、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者の退院時に处方する内服薬が2種類以上減少した場合 ロ 精神病棟に入院中の患者であって、入院直前又は退院1年前のいずれか遅い時点で抗精神病薬を4種類以上内服していたものについて、退院日までの間に、抗精神病薬の種類数が2種類以上減少した場合その他これに準ずる場合	
A 3 0 0	救命救急入院料（1日につき）		第3節 特定入院料	
1	救命救急入院料1 イ 3日以内の期間 ロ 4日以上7日以内の期間 ハ 8日以上14日以内の期間	9,869点 8,929点 7,623点	区分	
2	救命救急入院料2 イ 3日以内の期間 ロ 4日以上7日以内の期間 ハ 8日以上14日以内の期間	11,393点 10,316点 9,046点		
3	救命救急入院料3 イ 救命救急入院料 （1） 3日以内の期間 （2） 4日以上7日以内の期間 （3） 8日以上14日以内の期間	9,869点 8,929点 7,623点		
4	救命救急入院料4 イ 救命救急入院料 （1） 3日以内の期間 （2） 4日以上7日以内の期間 （3） 8日以上60日以内の期間	11,393点 10,316点 9,046点 8,030点		
A 3 0 1	特定集中治療室管理料（1日につき） 1 特定集中治療室管理料1 イ 7日以内の期間 ロ 8日以上14日以内の期間	13,650点 12,126点	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（救命救急入院料3及び救命救急入院料4に限る。）に従い、14日に厚生労働大臣が定める状態の患者（救命救急入院料3又は救命救急入院料4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあっては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。 2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するものの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、3,000点を所定点数に加算する。なお、精神疾患個体制加算は同時に算定できない。 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、1日につき1,000点を所定点数に加算する。 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、1日につき500点を所定点数に加算する。 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、1日につき100点を所定点数に加算する。 6 当該保険医療機関において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 急性薬毒物中毒加算1（機器分析） ロ 急性薬毒物中毒加算2（その他のもの） 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り5,000点を所定点数に加算する。 8 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。 イ 入院基本料 ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期臍卒中加算、妊娠婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算（特定機能病院の病棟にあっては、医師事務作業補助体制加算2を除く。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、難聴者ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算第2、データ提出加算、退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算及び精神疾患診療体制加算を除く。） ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。） 二 点滴注射 亦 中心静脈注射 ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。） ト 留置カテーテル設置 チ 第13部第1節の病理標本（製作料	

- | | | | |
|-----|--|--------------------|---|
| | | | 2 |
| | 特定集中治療室管理料 2 | | |
| イ | 特定集中治療室管理料 | | |
| (1) | 7 日以内の期間 | 13, 650点 | |
| (2) | 8 日以上14日以内の期間 | 12, 126点 | |
| ロ | 広範囲熱傷特定集中治療管理料 | | |
| (1) | 7 日以内の期間 | 13, 650点 | |
| (2) | 8 日以上60日以内の期間 | 12, 319点 | |
| 3 | 特定集中治療室管理料 3 | | |
| イ | 特定集中治療室管理料 4 | | |
| (1) | 7 日以内の期間 | 9, 361点 | |
| (2) | 8 日以上14日以内の期間 | 7, 837点 | |
| ロ | 広範囲熱傷特定集中治療管理料 | | |
| (1) | 7 日以内の期間 | 9, 361点 | |
| (2) | 8 日以上60日以内の期間 | 8, 030点 | |
| 注 1 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（特定集中治療室管理料2及び4に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（特定集中治療室管理料2及び4に係る届出を行つた保険医療機関に入院した患者に限る。）にあっては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。 | | |
| 2 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に對して特定集中治療室管理が行わされた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。 | 2, 000点
1, 500点 | |
| イ | 7 日以内の期間 | | |
| ロ | 8 日以上14日以内の期間 | | |
| 3 | 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料に含まれるものとする。 | | |
| イ | 入院基本料 | | |
| ロ | 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊娠婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、かんしゃ点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、糖尿病・ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算及び精神疾患治療体制加算を除く。） | | |
| ハ | 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。） | | |
| 二 | 点滴注射 | | |
| ホ | 中心静脈注射 | | |
| ヘ | 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。） | | |
| ト | 留置カテーテル設置 | | |
| チ | 第13部第1節の病理標本作製料 | | |
| 1 | ハイケアユニット入院医療管理料（1日につき） | 6, 584点 | |
| 2 | ハイケアユニット入院医療管理料2 | 4, 084点 | |

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等

注1 別に学生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつてハイケアユニット入院医療管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、21日を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13

部病理診断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

口 人院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊娠緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神

料りエンシナードム加算、充実算点(内院・加算、医療安全対策加算、感染防御対策実績加算、患者サポート体制、充実算点、加算等)、リスクアセスメント加算、認知症ケア加算及び精神疾患加算、退院支援加算(1の又は2種に限る)。

ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
ベ 診療報酬割算を除く。)

二本
点滴注射
中和心静脉注射

留置カテーテルを使用した酸素及び栄養の実質を保く。)トチ
第3部第1節の病態梗本作興本

3 脳卒中ケニアニット入院医療管理料（1日につき）
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等
5,804点

に届け出た保健医療機関において、脳梗塞、脳出血又はくも膜下出血の患者に対して、専門の医師等により組織的・計画的に脳卒中ケアユニット入院管理が

行なわれた場合に、発症後14日を限度として算定する。
第1章本部診療科並びに第6部注射、第9部処置及び第13
部病原診断のうち、次に掲げるものは、脳卒中ケアユニットへ院外医療管理料に含ま

れるものとする。
イ 入院基本料

口 人院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊娠緊急搬送入院附加料、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神疾患加算)

リエサンスーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート一タ機能加算、経営支援加算(1)の1つ(又は3つに限る)、認知症ケア加算及び

精神疾患療育体制加算を除く。)
ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)

二 本 点滴注射

留置カテーテルを使用した酸素投与装置の実用化^{トチ}
第13部 第1節 の病態標本作製法

4 小児特定集中治療室管管理料（1日につき）
1 7日以内の期間
15,752点

2 8日以上の期間 13,720点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等

に併け山に保険医療機関において、15歳未溝の小児に対し、心臓透かしへてく小児特定集中山病院管理が行われた場合に、14歳木漏の小児に対し、心臓透かしへてく小児特需要とする状態、心臓手術ハイリスク群、左小低形成症候群、急性呼吸器病竈肺病

候群又は心筋炎・心筋症のいすれかに該当する小兒にあっては21日、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の小兒にあっては35日）を限度として算定す

る。

2 第1章 基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、小児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料
ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期臓卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、^ハ罹患ハイリスク患者ケア加算、病棟業務実施加算2、データ提出加算、退院支援加算（1のイ及び3に限る。）及び精神疾患診療体制加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）
二 点滴注射
ホ 中心静脈注射
ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）
ト 留置カテーテル設置
チ 第13部第1節の病理標本作製料

A 3 0 2 新生児特定集中治療室管理料（1日につき）
1 新生児特定集中治療室管理料 1 10,174点
2 新生児特定集中治療室管理料 2 8,109点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号A 3 0 3 の2に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号A 3 0 3 – 2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上であつて、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては90日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。
2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料
ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期臓卒中加算、妊娠緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、^ハ罹患ハイリスク患者ケア加算、病棟業務実施加算2、データ提出加算、退院支援加算（1のイ及び3に限る。）及び精神疾患診療体制加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）
二 点滴注射
ホ 中心静脈注射
ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）
ト 留置カテーテル設置
チ インキュベーター（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

A 3 0 3 – 2 新生児治療回復室入院医療管理料（1日につき）
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児治療回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号A 3 0 2に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A 3 0 3 の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,500グラム以上で、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては50日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては120日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては90日）を限度として算定する。
2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料
ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期臓卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、^ハ罹患ハイリスク患者ケア加算、病棟業務実施加算2、データ提出加算及び退院支援加算（1のイ及び3に限る。）を除く。）
ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）
二 点滴注射
ホ 中心静脈注射
ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）
チ インキュベーター（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

A 3 0 3 総合周産期特定集中治療室管理料（1日につき）
1 母体・胎児集中治療室管理料 7,125点
2 新生児集中治療室管理料 10,174点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊娠である患者に対して14日を限度として、

2 については新生児である患者に対して区分番号A 3 0 2に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A 3 0 3 – 2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上で、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては35日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 第1章 基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治療室管理料（子にあっては新生児集中治療室管理料に限り、トにあっては母体・胎児集中治療室管理料に限り、）に含まれるものとする。

イ 入院基本料
ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期臓卒中加算、妊娠緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、^ハ罹患ハイリスク患者ケア加算、病棟業務実施加算2、データ提出加算、退院支援加算（1のイ及び3に限る。）及び精神疾患診療体制加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）
二 点滴注射
ホ 中心静脈注射
ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）
チ 第13部第1節の病理標本作製料

A 3 0 4 削除
A 3 0 5 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）

1	14日以内の期間	9,046点
2	15日以上の期間	7,826点
注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関である保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める感染症患者に対して入院医療管理が行われた場合に算定する。なお、同法第19条及び第20条の規定に係る入院の期間を超えた期間は算定しない。	
2	第1章基本診療料並びに第2章第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者入院医療管理料に含まれるものとする。	
イ	入院基本料	
ロ	入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊娠婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、離島者ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算及び退院支援加算（1のイに限る。）を除く。）	
ハ	酸素吸入（使用した酸素及び空素の費用を除く。）	
二	留置カテーテル設置	
ホ	第13部第1節の病理標本作製料	
A 3 0 6	特殊疾患入院医療管理料（1日につき	2,009点
注1	重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病室に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料・特殊疾患入院施設管理加算又は特殊疾患病棟入院料を算定する病棟を有しないものに限る。）に入院している患者について、所定点数を算定する。	
2	当該病室に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき所定点数に600点を加算する。	
3	当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であつて、当該他の保険医療機関において区分番号A 24 6に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。	
4	当該病室に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であつて、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のイの④に規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。	1,857点
イ	医療区分2の患者に相当するもの	1,701点
ロ	医療区分1の患者に相当するもの	1,701点
5	診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、退院支援加算（1のイ及び3に限る。）及び精神疾患診療体制加算を除く。）は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。	
6	診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5節投薬、第6節注射、第10節手術、第11節麻酔、第12節放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、離島者ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、退院支援加算（1のイ及び3に限る。）及び精神疾患診療体制加算を除く。）は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。	
7	診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5節投薬、第6節注射、第10節手術、第11節麻酔、第12節放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、根食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、離島者ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、退院支援加算（1のイ及び3に限る。）及び精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）は、小児入院医療管理料5に含まれるものとする。	2,145点

A 3 0 8 回復期リハビリテーション病棟入院料（1日につき）	2,025点
1 回復期リハビリテーション病棟入院料1 (生活療養を受ける場合にあっては、2,011点)	2,011点
2 回復期リハビリテーション病棟入院料2 (生活療養を受ける場合にあっては、1,642点)	1,642点
3 回復期リハビリテーション病棟入院料3 (生活療養を受ける場合にあっては、1,796点)	1,796点
注1 主として回復期リハビリテーションを行う病棟に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものについて、当該基準に係る区分に従い、当該病棟に入院した日から起算して、それぞれの状態に応じて別に厚生労働大臣が定める日数を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟が一般病棟であるときには区分番号A 1 0 0 に掲げる療養病棟入院基本料1又は療養病棟入院基本料2の入院基本料1の例により、それぞれ算定する。	1,657点
2 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーション病棟入院料2又は回復期リハビリテーション病棟入院料3を現に算定している患者に限る。）が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、休日リハビリテーション提供体制加算として、患者1人につき1日に所定点数を算定する。	1,811点
3 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、リハビリテーション充実加算として、患者1人につき1日に所定点数を算定する。	2,044点
4 診療に係る費用（注2、注3及び注5に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用（別に厚生労働大臣が定める費用を除く。）、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（一般病棟に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、退院支援加算（1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。	2,058点
5 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーション病棟入院料1を現に算定している患者に限る。）が入院する病棟について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき1日に所定点数を加算する。	2,044点
イ 体制強化加算1 ロ 体制強化加算2	2,044点
A 3 0 8-2 削除	2,044点
A 3 0 8-3 地域包括ケア病棟入院料（1日につき） 1 地域包括ケア病棟入院料1 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点)	2,544点
2 地域包括ケア入院医療管理料1 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点)	2,544点

- A 3 0 9 特殊疾患病棟入院料（1日につき）
- 1 特殊疾患病棟入院料1
2 特殊疾患病棟入院料2
- 注1 別に厚生労働大臣が定める重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- 2 当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき600点を所定点数に加算する。
- 3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であつて、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 4 当該病棟に入る重度の意識障害（臍卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であつて、基本診療料の施設基準等第5の3（1）のイの④に規定する医療区分2の患者又は第5の3（2）のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。
- イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合
- (1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,857点
 - (2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,701点
- ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合
1,608点
- (1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,452点
- 5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）並びに認知症ケア加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病入院料に含まれるものとする。
- A 3 1 0 緩和ケア病棟入院料（1日につき）
- 1 30日以内の期間
2 31日以上60日以内の期間
3 61日以上の期間
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する保険医療機関において、当該届け出る病棟に入院している緩和ケアをする患者について算定する。ただし、悪性腫瘍の患者及び先天性免疫不全症候群の患者が当該病棟に入院した場合は、区分番号A 1 0 0 0に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。
- 2 当該保険医療機関と連携して緩和ケアを提供する別の保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）により在宅での緩和ケアが行われ、当該別の保険医療機関からあらかじめ文書で情報提供を受けた患者について、病

- 及び認知症ケア加算、第2章第2部在宅医療、区分番号H 0 0 4に掲げる摂食機能検査法、区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓、第11部麻酔並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管理料2に含まれるものとする。
- A 3 1 1 精神科救急入院料（1日につき）
- 1 精神科救急入院料1
2 精神科救急入院料2
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届け出る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、当該基準に係る区分に従い算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A 1 0 3に掲げる精神病棟入院基本料の15封1入院基本料の例により算定する。
- 2 診療に係る費用（注3及び注4に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、精神科措置入院診療加算、精神科急性入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算及び薬剤総合評価調整加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10節手術、第11節麻酔及び第2節放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科救急入院料に含まれるものとする。
- 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には非定型抗精神病薬による治療を行って、1日につき15点を所定点数に加算する。
- 4 当該病棟に入院している、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者に対して、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。
- 5 当該病棟に入院している、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者に対して、入院した日から起算して7日以内に、当該保険医療機関の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して院内標準診療計画を作成し、当該患者が入院した日から起算して60日以内に当該計画に基づき退院した場合に、院内標準診療計画加算として、退院時1回に限り200点を所定点数に加算する。
- A 3 1 1-2 精神科急性期治療病棟入院料（1日につき）
- 1 精神科急性期治療病棟入院料1
2 精神科急性期治療病棟入院料2
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する保険医療機関において、当該届け出る病棟に入院している緩和ケアをする患者について算定する。ただし、悪性腫瘍の患者及び先天性免疫不全症候群の患者が当該病棟に入院した場合は、区分番号A 1 0 0 0に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。
- 2 当該保険医療機関と連携して緩和ケアを提供する別の保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）により在宅での緩和ケアが行われ、当該別の保険医療機関からあらかじめ文書で情報提供を受けた患者について、病

口 31日以上の期間
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A 10 3に掲げる精神病棟入院基本料の例により算定する。

1,552点

、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

4 当該病棟に入院している、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者に対して、所定点数を算定する。ただし、当該病棟又は治療室に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A 10 3に掲げる精神病棟入院基本料の例により算定する。

2,957点

、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

4 当該病棟に入院している、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者に対して、所定点数を算定する。ただし、当該病棟又は治療室に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当するものに限る。）地城加算、離島加算、精神科急性期医師配置加算（精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、^{レバ}リスク患者ケア加算、精神科急救搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科急性期医師配置加算（精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、^{レバ}リスク患者ケア加算、精神科急救搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算及び薬剤総合評価調整加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

4 当該病棟に入院している、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者（区分番号A 2 4 9に掲げる精神科急性期医師配置加算を算定できるものと現に算定している患者に限る。）に対して、入院した日から起算して7日以内に、当該保険医療機関の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して院内標準診療計画を作成し、当該患者が入院した日から起算して60日以内に当該計画に基づき退院した場合に、院内標準診療計画加算として、退院時1回に限り200点を所定点数に加算する。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

4 当該病棟に入院している、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者（区分番号A 2 4 9に掲げる精神科急性期医師配置加算を算定できるものと現に算定している患者に限る。）に対して、入院した日から起算して7日以内に、当該保険医療機関の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して院内標準診療計画を作成し、当該患者が入院した日から起算して60日以内に当該計画に基づき退院した場合に、院内標準診療計画加算として、退院時1回に限り200点を所定点数に加算する。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

2 診療に係る費用（注3及び注4に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊娠婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算（精神科全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、^{レバ}リスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算並びに薬剤総合評価調整加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

2 診療に係る費用（注3から注6までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地城加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算及び薬剤総合評価調整加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ算定する。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、1日につき30点を所定点数に加算する。

7 精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、注5に規定する加算、区分番号A

1,311 – 3 精神科救急・合併症入院料（1日につき）

1 30日以内の期間
2 31日以上の期間
3,560点
3,128点

1,090点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者について、所定点数を算定する。

2 診療に係る費用（注3から注6までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地城加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算及び薬剤総合評価調整加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ算定する。

6 别に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、1日につき30点を所定点数に加算する。

7 精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、注5に規定する加算、区分番号A

230-2に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号1011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号1011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料は、算定しない。

A 3 1 3 削除

認知症治療病棟入院料（1日につき）

認知症治療病棟入院料1

イ 30日以内の期間

ロ 31日以上60日以内の期間

ハ 61日以上の期間

1 認知症治療病棟入院料1
1,809点
1,501点
1,203点

認知症治療病棟入院料2

イ 30日以内の期間

ロ 31日以上60日以内の期間

ハ 61日以上の期間

1 認知症治療病棟入院料2
1,316点
1,111点
987点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟である保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

3 当該病棟が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟である場合には、認知症夜間対応加算として、入院した日から起算して30日を限度として、1日につき84点を所定点数に加算する。

4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算並びに薬剤総合評価調整加算、区分番号H003-2に掲げるリビリテーション料、第2章第8部精神科専門療法に係る費用、区分番号J038に掲げる人工腎臓（入院した日から起算して60日以内の期間に限る。）並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

A 3 1 5 及びA 3 1 6 削除

特定一般病棟入院料（1日につき）

1 特定一般病棟入院料1

1,121点

960点

官

幸

マ	K 8 6 7 子宮頸部(腫部) 切除術	17,344点
ケ	K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 （生活療養を受ける場合にあっては、17,273点）	34,438点
フ	M 0 0 1 - 2 ガンマナイフによる定位放射線治療 （生活療養を受ける場合にあっては、59,784点）	59,855点
ト	3 第2章第3部検査、第4部画像診断及び11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料1に含まれるものとする。	
イ	尿中一般物質定量検査	
ロ	血液形態・機能検査	
ハ	末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査	
二	出血時間、プロトロンビン時間（P T）、全血凝固時間及び活性化部分トロボンボプラスチン時間（A P T T）	
二	血液化学検査	
シ	総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（A L P）、コレステロール、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチシン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（L D）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（L A P）、クレアチシンキナーゼ（C K）、アルドosterone、遊離コレステロール、鉄（F e）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンブル法・固定化酵素電極によるもの）、リン脂質、H D L -コレステロール、L D L -コレステロール、無機リン及びリノ酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミトランスフェラーゼ（A S T）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（A L T）及びオノ化カルシウム	
ホ	感染症免疫学的検査	
ト	H B S 抗原定性・半定量及びH C V 抗体定性・定量	
イ	血漿蛋白免疫学的検査	
タ	C 反応性蛋白（C R P）定性及びC 反応性蛋白（C R P）	

区分番号 D 2 0 8 の 1 に掲げるもの	又 写真診断
区分番号 E 0 0 1 の 1 に掲げるもの	又 撮影
区分番号 E 0 0 2 の 1 に掲げるもの	又 麻酔管理料(I)
区分番号 L 0 0 9 に掲げるもの	又 麻酔管理料(L)
区分番号 L 0 1 0 に掲げるもの	又 麻酔管理料(II)
うち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料 2 に含まれるものとする。	4 第1章 基本診療料並びに第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔料の うち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料 2 に含まれるものとする。
イ 入院基本料	5 第1章 基本診療料及び第2章特掲診療料に掲げるもの（当該患者に対して行つた 第2章第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療料並びに 材料料、区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓及び透析時の投薬に係る薬剤料並びに 別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、短期滞在手 術等基本料 3 に含まれるものとする。
ロ 口腔点病院加算及びデータ提出加算を除く。）	
ハ 注 3 のイからヲまでに掲げるもの	
区分 B 0 0 0 特定疾患療養管理料	1 診療所の場合
	2 許可病床数が100床未満の病院の場合
	3 許可病床数が100床以上200床未満の病院の場合
注 1 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき 療養上必要な管理を行った場合に、月 2 回に限り算定する。	225点 87点
2 区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料を算定する初診の日に行つた管理又は当該初 診の日から 1 月以内に行つた管理の費用は、初診料に含まれるものとする。	147点
3 入院中の患者に対して行つた管理又は退院した患者に対して退院の日から起算 して 1 月以内に行つた管理の費用は、第 1 章第 2 部第 1 節に掲げる入院基本料に 含まれるものとする。	
4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分 番号 B 0 0 1 の 8 に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受 けている患者に対して行つた管理の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理 料に含まれるものとする。	
B 0 0 1 特定疾患療養管理料	
1 ウィルス疾患指導料	
イ ウィルス疾患指導料 1	240点
ロ ウィルス疾患指導料 2	330点
注 1 イについては、肝炎ウイルス疾患又は成人 T 細胞白血病に罹患している患者 に対して、ロについては、後天性免疫不全症候群に罹患している患者に対して 、それぞれ療養上必要な指導及び感染予防に関する指導を行つた場合に、イには ついでは患者 1 人につき 1 回に限り、ロについては患者 1 人につき月 1 回に限 り算定する。ただし、区分番号 B 0 0 0 に掲げる特定疾患療養管理料を算定し ている患者については算定しない。	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長 の認定を受けた施設に在籍する患者に対する算定	

- 等に届け出た保険医療機関において、ロの指導が行われる場合は、220点を所定点数に加算する。
- 2 特定薬剤治療管理料。**
- 注1 ジギタリス製剤又は抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者その他の別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物中の濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。
- 2 同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回に限り算定することとし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。**
- 3 ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を特定薬剤治療管理料として算定する。**
- 4 抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外の患者に対して行った薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月目以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。**
- 5 てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2回に限り所定点数を算定できる。**
- 6 臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、2,740点を所定点数に加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、280点を所定点数に加算する。**
- 3 悪性腫瘍特異物質治療管理料**
- 尿中BTAに係るもの
- ロ その他もの
- (1) 1項目の場合 470点
- (2) 2項目以上の場合 400点
- 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を行い、その結果に基づいて、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときには算定する。
- 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査（注1に規定する検査を除く。）のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときには算定する。
- 3 注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、150点をロの所定点数に加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。
- 4 注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を行った場合は、1回目の所定点数のみにより算定する。
- 5 腫瘍マーカーの検査に要する費用は、注1及び注2に規定する費用で、該費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理である特殊なものに対する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。
- 6 小児特定疾患カウンセリング料

- イ 月の1回目**
- ロ 月の2回目
- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であつて入院中に他のものに対して、療養上必要な力カウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患管理料を算定している患者については算定しない。
- 5 小児科療養指導料**
- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、慢性疾患であつて生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であつて入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患管理料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。
- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行つた指導又は当該初診の日の同月内に行つた指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
- 3 入院中の患者に対して行つた指導又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行つた指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- 4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理料を受けている患者に対して行つた指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。**
- 6 てんかん指導料**
- 注1 小児科、神経科、神経内科、精神科、脳神経外科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、その標榜する診療科を担当する医師が、てんかん（外傷性のものを含む。）の患者であつて入院中以外のものに対して、治療計画に基づき療養上必要な指導を行つた場合に、月1回に限り算定する。
- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行つた指導又は当該初診の日から1月以内に行つた指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
- 3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行つた場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- 4 区分番号B000に掲げる特定疾患管理料、区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。**
- 5 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理料を受けている患者に対して行つた指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。**
- 7 難病外来指導管理料**
- 注1 入院中の患者であつて別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに対して、計画的な治療管理を継続して行い、かつ、治療計画に基づき療養上必要な指導を行つた場合に、月1回に限り算定する。
- 2 分区番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行つた指導又は当該初診の日から1月以内に行つた指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
- 3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行つた場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

- 4 区分番号B 0 0 0に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B 0 0 1の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については算定しない。
- 8 皮膚科特定疾患指導管理料
- イ 皮膚科特定疾患指導管理料(I)
- ロ 皮膚科又は皮膚泌尿器科を構成する保険医療機関において、皮膚科又は皮膚泌尿器科を相当する医師が、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該疾患の区分に従い、それぞれ月1回に限り算定する。
- 2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
- 3 入院中の患者に対して指導を行った場合又は退院した患者に対する退院日から1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2節第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- 9 外来栄養食事指導料
- イ 初回
- ロ 2回目以降
- 10 入院栄養食事指導料(週1回)
- イ 入院栄養食事指導料1
- (1) 初回
- ロ 入院栄養食事指導料2
- (1) 初回
- (2) 2回目
- 11 入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。
- 12 心臓ベースメーカー指導管理料
- イ 着用型自動除細動器による場合
- ロ イ以外の場合
- 13 在宅療養指導料
- イ 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合
- ロ イ以外の場合
- 14 高度難聴指導管理料
- イ 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合
- ロ イ以外の場合
- 15 慢性維持透析患者外来医学管理料
- 注1 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合は、月1回に限り算定する。
- 2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まるものとし、また、区分番号D 0 2 6に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。
- 16 血液検査
- イ 尿中一般物質定性半定量検査
- ロ 尿沈渣(鏡検法)
- ハ 糖便検査
- 二 血液形態・機能検査
- 赤血球沈降速度(E S R)、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像(自動機械法)、末梢血液像(鏡検法)、ヘモグロビンA 1 c (Hb A 1 c)
- ホ 血出・凝固検査
- 出血時間、全血凝固時間
- ヘ 血液化学検査
- 総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン
- 17 集団栄養食事指導料
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする複数の患者に対して、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 18 心臓ベースメーカー指導管理料
- イ 别に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする複数の患者に対して、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 19 区分番号K 5 9 7に掲げるベースメーカー移植術、区分番号K 5 9 8に掲げ
- る両心室ペースメーカー移植術、区分番号K 5 9 9に掲げる植込型除細動器移植術又は区分番号K 5 9 9-3に掲げる両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術を行った日から起算して3月以内の期間に行なった場合には、導入期間として、140点を所定点数に加算する。
- 3 区分番号B 0 0 0に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、当該患者(イを算定する場合に限る。)に対して、植込型除細動器の適応の可否が確定するまでの期間等に使用する場合に限り、初回算定日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り、植込型除細動器施行期附加算として、31,510点を所定点数に加算する。
- 5 ロを算定する患者について、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、60点に当該期間の月数(当該指導を行った月に限り、11月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。
- 6 1回の指導時間は30分を超えるものでなければならないものとする。
- 7 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行なった場合は、月1回に限り算定する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、高度難聴の患者に対して必要な療養上の指導を行った場合に算定する。
- 9 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った患者については月1回に限り、その他の患者については1回に限り算定する。
- 10 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合は、月1回に限り算定する。
- 11 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者又は器具を装着しておりその管理に配慮を必要とする患者に対して、医師の指示に基づき看護師又は保健師が在宅療養上必要な指導を個別に行なった場合に、患者1人につき月1回(初回の指導を行った月にあっては、月2回)に限り算定する。
- 12 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った場合に算定する。
- 13 在宅療養指導料
- 注1 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者又は器具を装着しておりその管理に配慮を必要とする患者に対して、医師の指示に基づき看護師又は保健師が在宅療養上必要な指導を個別に行なった場合に、患者1人につき月1回(初回の指導を行った月にあっては、月2回)に限り算定する。
- 14 高度難聴指導管理料
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、高度難聴の患者に対して必要な療養上の指導を行った場合に算定する。
- 2 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った場合に算定する。
- 15 慢性維持透析患者外来医学管理料
- 注1 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合は、月1回に限り算定する。
- 2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まるものとし、また、区分番号D 0 2 6に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

ト	、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アルカリホスファターゼ（ALP）、コレステロール（ChE）、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）
ト	、クレアチニンキナーゼ（CK）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄（Fe）、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、グリコアルブミン、1、5-アーニヒドロ-D-グルクトール（1、5AG）、1、25-ヒドロキシビタミンD ₃ 、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鎖結合能（UIBC）（比色法）、緑鍍結合能（TIBC）（比色法）、蛋白分画、蛋白量等測定器を用い、検査値等を報告させた上で管理した場合に、次に掲げる点数を月1回に限り加算する。
ト	内分泌学的検査
ト	トヨードサイロニン（T ₃ ）、サイロキシン（T ₄ ）、甲状腺刺激ホルモン（TSH）、副甲状腺ホルモン（PTH）、遊離トヨードサイロニン（FT ₃ ）、C-ペプチド（CPR）、遊離サイロキシン（FT ₄ ）、カルシトニン、心房性Na利尿ペプチド（ANP）、脳性Na利尿ペプチド（BNP）
ト	チ
ト	梅毒血清反応（STS）定量、梅毒血清反応（STS）半定量、梅毒血清反応（STS）定量
ト	リ
ト	肝炎ウイルス関連検査
ト	ン
ト	HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量
ト	ヌ
ト	血漿蛋白免疫学的検査
ト	チ
ト	反応性蛋白（CRP）、血清補体価（CH ₅₀ ）、免疫グロブリン、C ₃ 、C ₄ 、トランクフェリン（Tf）、 β_2 -マイクログロブリン
ト	チ
ト	ル
ト	心電図検査
ト	ヲ
ト	ラ
ト	写真診断
ト	ワ
ト	撮影
ト	シ
ト	単純撮影（胸部）
ト	喘息治療管理料
ト	喘息治療管理料1
ト	イ
ト	1月目
ト	ロ
ト	2月目以降
ト	喘息治療管理料2
ト	1
ト	1については、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外の喘息の患者に対して、ピックフォーメーターを用いて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
ト	2
ト	1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重度喘息である20歳以上の患者（中等度以上の発作により当該保険医療機関に緊急受診（区分番号A00）に掲げる初診料の注7、区分番号A001に掲げる再診料の注5又は区分番号A002に掲げる外来診療料の注8）に規定する加算を算定したものに限る。）した回数が過去1年間に3回以上あるものに限る。）に対して、治療計画を策定する際に、日常の服薬方法、急性増悪時における対応方法について、その指導内容を文書により交付し、週1回以上ピックフォーメーターに加え、秒数等測定器を用い、検査値等を報告させた上で管理した場合に、次に掲げる点数を月1回に限り加算する。
ト	1
ト	1日

17 慢性疼痛疾患管理料 1,975点
注1 診療所である保険医療機関において、入院中の患者以外の慢性疼痛に係る疾患を主病とする患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

18 小児悪性腫瘍患者指導管理料 130点
注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標準とする保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であつて入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行つた場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B 0 0 0に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B 0 0 1の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については算定しない。

2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に行つた指導又は当該初診の日の同月内に行つた指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 入院中の患者に対して行つた指導又は退院した患者に対して退院日のから起算して1月以内に行つた指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B 0 0 1の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行つた指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

19 削除

20 糖尿病併合症管理料 170点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病足病変ハイリスク要因を有し、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者者に対する、医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行つた場合に、月1回に限り算定する。

2 1回の指導時間は30分以上でなければならないものとする。

21 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料 150点
注1 耳鼻咽喉科を標準とする保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が別に厚生労働大臣が定める患者であつて入院中以外のものに対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行つた場合に、月1回に限り算定する。

2 初診の日から1月以内に行つた指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行つた場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

- 22 がん性疼痛緩和指導管理料
- 1 緩和ケアに係る研修を受けた保険医による場合 200点
 - 2 以外の場合 100点
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法に基づき、当該保険医療機関が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行い、麻薬処方した場合に、月1回に限り算定する。
- 2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に50点を加算する。
- 23 がん患者指導管理料
- 1 医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合 500点
 - 2 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点
 - 3 医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合 200点
- 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の看護師が看護師と共に、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指導管理を実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回）に限り算定する。
- 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の看護師又は当該保険医の指示に基づき看護師が、患者の心理的不安を軽減するための面接を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。
- 3 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射を受けているものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の看護師又は当該保険医の指示に基づき薬剤師が、投薬又は注射の前後にその必要性等について文書により説明を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。
- 4 2について、区分番号A226-2に掲げる緩和ケア診療加算、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料又は区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料は、別に算定できない。
- 5 3について、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F100に掲げる処方料の注7に規定する加算又は区分番号F400に掲げる処方せん料の注6に規定する加算は、別に算定できない。
- 24 外来緩和ケア管理料 300点
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する入院中の患者以外の患者（がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬が投与されている患者に限る。）に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して療養上

要な指導を行った場合には、月1回に限り算定する。

当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に150点を加算する。

2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に150点を加算する。

100点

3 区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料は、別に算定できない。

4 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、外来緩和ケア管理料（特定地域）として150点を算定する。

25 移植後患者指導管理料

1 臨器移植後の場合

300点

2 造血幹細胞移植後の場合

300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、臓器移植後又は造血幹細胞移植後の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して計画的な医学管理を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料

注1 植込型輸液ポンプ持続注入療法（植腔内投与を含む。）を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行つた場合には、導入期加算として、140点を所定点数に加算する。

27 糖尿病透析予防指導管理料

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であつて、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行つた場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号B001の9に掲げる外来栄養食事指導料及び区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料は、所定点数に含まれるものとする。

3 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

4 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）として175点を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、腎不全期の糖尿病腎症の患者に対して医師が必要な指導を行つた場合には、腎不全期患者指導加算として、100点を所定点数に加算する。

B001-2 小児科外来診療料（1日につき）
1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合
イ 初診時

		口 再診時
2	1 以外の場合	
イ 初診時		
ロ 再診時		
	注 1 小児科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（3歳未満の乳幼児に限る。）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。	683点
2	区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注9に規定する場合、区分番号B 0 0 1 – 2 – 1に掲げる小児かかりつけ診療料を算定する場合、第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定して、その場合又は別に厚生労働大臣が定める薬剤を投与している場合については、算定しない。	493点
3	区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算、区分番号B 0 0 1 – 2 – 2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B 0 0 1 – 2 – 5に掲げる院内トリージ実施料、区分番号B 0 0 1 – 2 – 6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B 0 1 0に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)及び区分番号C 0 0 0に掲げる往診料（同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。）を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。	109点
B 0 0 1 – 2 – 2 地域連携小児夜間・休日診療料		
1 地域連携小児夜間・休日診療料		
2 地域連携小児夜間・休日診療料2		
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者（6歳未満の小児に限る。）に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。	600点
B 0 0 1 – 2 – 3 乳幼児育児栄養指導料		
	注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、3歳未満の乳幼児に対する初診時に、育児、栄養その他療養上必要な指導を行った場合に算定する。	130点
B 0 0 1 – 2 – 4 地域連携夜間・休日診療料		
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者（区分番号B 0 0 1 – 2 – 2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料を算定する患者を除く。）に対して診療を行った場合に算定する。	200点
B 0 0 1 – 2 – 5 院内トリージ実施料		
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者（救急用の自動車等により緊急に搬送された者を除く。）であって、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する患者に対し、当該患者の来院後速やかに院内トリージが実施された場合に算定する。	100点
B 0 0 1 – 2 – 6 夜間休日救急搬送医学管理料		
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、当該医療機関が表示する診療時間以外の時間（土曜日以外の日（休日を除く。）においては、夜間に限る。）休日又は深夜において、救急用の自動車等により緊急に搬送された患者に対する必要な医学管理を行った場合に、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に限り算定する。	600点
	2 急性薬物中毒（アルコール中毒を除く。）と診断された患者又は過去6ヶ月以内に精神科受診の既往がある患者に対して必要な医学管理を行った場合には、精神科疾患者等受入加算として、400点を所定点数に加算する。	683点
B 0 0 1 – 2 – 7 外来リハビリテーション診療料		
1 外来リハビリテーション診療料1		
2 外来リハビリテーション診療料2		
	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、リハビリテーション（区分番号H 0 0 0に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H 0 0 1に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H 0 0 2に掲げる運動器リハビリテーション料又は区分番号H 0 0 3に掲げる呼吸器リハビリテーション料を算定するものに限る。以下この区分番号において同じ。）を要する入院中の患者以外の患者に対して、リハビリテーションの実施に際し必要な診療を行った場合に、外来リハビリテーション診療料1については7日間に1回に限り算定する。	292点
	2 外来リハビリテーション診療料1を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A 0 0 0に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料及び外来リハビリテーション診療料2は、算定しない。	109点
B 0 0 1 – 2 – 8 外来放射線照射診療料		
	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を要する入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療の実施に際し必要な診療を行った場合に、7日間に1回に限り算定する。	1,593点
	2 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間に4日以上の放射線治療を予定していない場合には、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。	1,593点
	3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該放射線治療の実施に係る区分番号A 0 0 0に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料及び区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料は、算定しない。	1,593点
B 0 0 1 – 2 – 9 地域包括診療料（月1回）		
	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者に対する、患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合（初診の日を除く。）に、患者1人につき月1回に限り算定する。	383点

- 点数を算定する。
- 4 同一の部位につき、当該管理料に含まれる区分番号 E 0 0 1 に掲げる写真診断及び区分番号 E 0 0 2 に掲げる撮影と同時に 2 枚以上のフィルムを使用して同一の方法により撮影を行った場合における第 2 敷目から第 5 敷目までの写真診断及び撮影の費用は、それぞれの所定点数の 100 分の 50 に相当する点数で別に算定できる。この場合において、第 6 敷目以後の写真診断及び撮影の費用については算定できない。
- 5 第 3 部検査及び第 4 部画像診断のうち次に掲げるもの（手術を行う前 1 週間に内に行つたものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を 2 回以上行った場合の第 2 回目以降のものについては、別に算定することができる。
- イ 尿中一般物質定性半定量検査
- ロ 血液形態・機能検査
- 未梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査
- ハ 出血・凝固検査
- 出血時間、プロトロンビン時間（P T）、全血凝固時間及び活性化部分トロンボプラスチン時間（A P T T）
- 二 血液化学検査
- 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（A L P）、コリエンエステラーゼ（C h E）、 γ -グタルミルトランスクエラーゼ（ γ -G T）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（L D）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（L A P）、クレアチニキナーゼ（C K）、アルドラーーゼ、遊離コレステロール、鉄（F e）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンブル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（U I B C）（比色法）、総鉄結合能（T I B C）（比色法）、リン脂質、H D L-コレステロール、L D L-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスクエラーゼ（A S T）、アラニンアミノトランスクエラーゼ（A L T）及びイオン化カルシウム
- ホ 感染症免疫学的検査
- 梅毒血清反応（S T S）定性、抗ストレプトトリジン O（A S O）定性、抗ストレプトリジン O（A S O）半定量、抗ストレフトリジン O（A S O）定量、抗ストレプトキナーゼ（A S K）定性、抗ストレプトキナーゼ（A S K）半定量、梅毒トロボネーマ抗体定性、H I V-1 抗体、肺炎球菌抗原定性（尿・體液）、ヘモフィルス・インフルエンザ b 型（H i b）抗原定性（尿・體液）、单純ヘルペスウイルス抗原定性、R S ウィルス抗原定性及び淋菌抗原定性
- ヘ 肝炎ウイルス関連検査
- H B S 抗原定性・半定量及びH C V 抗体定性・定量
- ト 血漿蛋白免疫学的検査
- C 反応性蛋白（C R P）定性及びC 反応性蛋白（C R P）
- チ 心電図検査
- リ 区分番号 D 2 0 8 の 1 に掲げるもの
- リ 写真診断
- チ 区分番号 E 0 0 1 の 1 のイに掲げるもの
- 又 撮影
- 6 区分番号 E 0 0 2 の 1 に掲げるもの
- 6 区分番号 D 0 2 6 に掲げる血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料又は免疫学的検査判断料を算定している患者については算定しない。
- 7 第 1 章第 2 部第 3 節に掲げる特定入院料又は区分番号 D 0 2 7 に掲げる基本的検体検査判断料を算定している患者については算定しない。
- B 0 0 1 - 5
- 1 病院の場合
- 2 診療所の場合
- 注 1 病院（療養病棟、結核病棟及び精神病棟を除く。）又は診療所（療養病床に係るものを除く。）に入院している患者について、入院の日から起算して 10 日以内に行われた区分番号 L 0 0 8 に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術後に必要な医学管理を行つた場合に、当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して 3 日に限り算定する。
- 2 同一の手術について、同一月に区分番号 B 0 0 1 - 4 に掲げる手術前医学管理料を算定する場合は、本管理料を算定する 3 日間については、所定点数の 100 分の 95 に相当する点数を算定する。
- 3 第 3 部検査のうち次に掲げるもの（当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して 3 日以内に行つたものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。
- イ 尿中一般物質定性半定量検査
- ロ 血中特殊物質定性半定量検査
- 尿蛋白及び尿ケルコース
- ハ 血液形態・機能検査
- 赤血球沈降速度（E S R）、末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査
- 二 血液化学検査
- 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（A L P）、コリエンエステラーゼ（C h E）、 γ -グタルミルトランスクエラーゼ（ γ -G T）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（L D）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（L A P）、クレアチニキナーゼ（C K）、アルドラーーゼ、遊離コレステロール、鉄（F e）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンブル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（U I B C）（比色法）、総鉄結合能（T I B C）（比色法）、リン脂質、H D L-コレステロール、L D L-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスクエラーゼ（A S T）、アラニンアミノトランスクエラーゼ（A L T）、イオン化カルシウム及び血液ガス分析
- ホ 心電図検査
- ヘ 呼吸心拍監視
- ト 経皮的動脈血酸素飽和度測定
- チ 終末呼気炭酸ガス濃度測定
- リ 中心静脈圧測定
- 又 動脈血採取
- 4 区分番号 D 0 2 6 に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料又は生化学的検査(I)判断料を算定している患者については算定しない。
- 5 第 1 章第 2 部第 3 節に掲げる特定入院料又は区分番号 D 0 2 7 に掲げる基本的検体検査判断料を算定している患者については算定しない。
- 6 区分番号 A 3 0 0 の救命急救入院料又は区分番号 A 3 0 1 の特定集中治療室管理料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については算定しない。

B 0 0 1 - 6 肺血栓塞栓症予防管理料

305点

注 1 病院（療養病棟を除く。）又は診療所（療養病床に係るものを除く。）に入院中の患者であつて肺血栓塞栓症を発症する危険性が高いもの（結核病棟に入院中の患者においては手術を伴うもの、精神病棟に入院中の患者においては治療上必要ながつて身体拘束が行われているものに限る。）に対して、肺血栓塞栓症の予防を目的として、必要な機器又は材料を用いて計画的な医学管理を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

2 肺血栓塞栓症の予防を目的として行った処置に用いた機器及び材料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B 0 0 1 - 7 リンパ浮腫指導管理料

注 1 保険医療機関に入院中の患者であつて、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍又は腋窩部郭清を伴う乳腺悪性腫瘍に対する手術を行ったものに対して、当該手術を行った日の属する月又はその前月若しくは翌月のいずれかに、医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士若しくは作業療法士が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院中1回に限り算定する。

2 注 1に基づき当該点数を算定した患者であつて当該保険医療機関を退院したもののに対して、当該患者の退院後において区分番号B 0 0 5 - 6 の注 1に規定する地域連携診療計画に基づいた治療を担う他の保険医療機関（当該患者について区分番号B 0 0 5 - 6 - 2 に掲げるがん治療連携指導料を算定した場合に限る。）において、退院した日の属する月又はその翌月に注 1に規定する指導を再度実施した場合に、当該指導を実施した、いざれかの保険医療機関において、1回に限り算定する。

100点

B 0 0 1 - 8 膜ヘルニアアスピロ指導管理料
注 保険医療機関において、医師が1歳未満の乳児に対する膜ヘルニアについて療養上の必要な指導を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

100点

B 0 0 2 開放型病院共同指導料(I)
注 1 診察に基づき紹介された患者が、別に厚生労働大臣が定める開放利用に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（以下この表において「開放型病院」という。）に入院中である場合において、当該開放型病院に赴いて、当該患者に対して療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。

350点

2 区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料、区分番号C 0 0 0 に掲げる往診料又は区分番号C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料は別に算定できない。

220点

B 0 0 3 開放型病院共同指導料(II)
注 診察に基づき紹介された患者が開放型病院に入院中である場合において、当該開放型病院において、当該患者を診察した保険医療機関の医師と共同して療養上必要な指導を行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。

220点

B 0 0 4 退院時共同指導料
1 在宅療養支援診療所（地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）の場合
2 1以外の場合

900点

と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関において算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。

2 注 1の場合において、当該患者が別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態等にあるときは、特別管理指導加算として、所定点数に200点を加算する。

3 区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料、区分番号B 0 0 2 に掲げる開放型病院共同指導料(I)、区分番号C 0 0 0 に掲げる往診料又は区分番号C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料は別に算定できない。

B 0 0 5 退院時共同指導料

400点

注 1 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、入院中の患者に対して、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医及び地域において当該患者の指示を受けた看護師等又は当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）と共にして行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。

2 注 1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医及び地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医が共同して指導を行った場合に、300点を所定点数に加算する。ただし、注 3 の加算を算定する場合は、算定できない。

3 注 1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医が、当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員のうちいざれか3者以上と共同して指導を行った場合に、2,000点を所定点数に加算する。

4 注 1の規定にかかわらず、区分番号A 2 4 6 に掲げる退院支援加算を算定する患者にあっては、当該保険医療機関において、疾患名、当該保険医療機関の退院基準、退院後に必要とされる診療等在宅での療養に必要な事項を記載した退院支援計画を策定し、当該患者に説明し、文書により提供するとともに、これを当該患者の退院後の治療等を担う別の保険医療機関と共有した場合に限り算定する。

5 区分番号B 0 0 3 に掲げる開放型病院共同指導料(II)は別に算定できない。

B 0 0 5 - 1 - 2 介護支援連携指導料

400点

注 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、患者の同意を得て、医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービスや退院後に利用可能な介護サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中2回に限り算定する。この場合において、同一日に、区分番号B 0 0 5 に掲げる加算（居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。）は、別に算定できない。

B 0 0 5 - 1 - 3 介護保険リハビリテーション移行支援料
注 入院中の患者（区分番号H 0 0 1 の注 4 若しくは注 5 、区分番号H 0 0 2 の注 4 若しくは注 5 を算定する）に對して、患者の同意を得て、医師又は看護師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員等と連携し、当該患者を介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション等に移行した場合に、患者1人につき1回を限度として算定する。

注 1 保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示を受けた看護師等が、当該患者が入院している保険医療機関に赴いて、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等

あって、入院中の患者以外の患者又は療養病棟に入院している患者に対して、当該保険医療機関において、認知症療養計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、当該治療を行った日の属する月を含め6月に限り、月1回を限度として算定する。
2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)の費用は、所定点数に含まれるものとする。
3 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料は、別に算定できない。
B005-8 肝炎インター・フェロン治療計画料 700点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、長期継続的にインター・フェロン治療が必要な肝炎の患者に対して、患者の同意を得た上で、治療計画を作成し、副作用等を含めて患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において治療を担当他の保険医療機関に当該患者に係る治療計画及び診療情報を文書により提供した場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。
2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)の費用は、所定点数に含まれるものとする。
B005-9 排尿自立指導料 200点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに對して、包括的な排尿ケアを行った場合に、週1回に限り、患者1人につき6回を限度として算定する。
B006 救急救命管理料 500点
注1 患者の発生した現場に保険医療機関の救急救命士が赴いて必要な処置等を行つた場合において、当該救急救命士に對して必要な指示を行つた場合に算定する。
2 救急救命士が行つた処置等の費用は、所定点数に含まれるものとする。
B006-2 削除
B006-3 退院時リハビリテーション指導料 300点
注 患者の退院時に当該患者又はその家族等に對して、退院後の在宅での基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために訓練等について必要な指導を行つた場合に算定する。
B007 退院前訪問指導料 580点
注1 入院期間が1月を超えると見込まれる患者の円滑な退院のため、患者を訪問し、当該患者又はその家族等に對して、退院後の在宅での療養上の指導を行つた場合に、当該入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる場合は、2回）に限り算定する。
B007-2 退院後訪問指導料 580点
注1 当該保険医療機関が、保険医療機関を退院した別に厚生労働大臣が定める状態の患者の地域における円滑な在宅療養への移行及び在宅療養の継続のため、患者等を訪問し、当該患者又はその家族等に對して、在宅での療養上の指導を行つた場合に、当該患者が退院した日から起算して1月以内の期間（退院日を除く。）に限り、5回を限度として算定する。
2 在宅療養を担う訪問看護ステーション又は他の保険医療機関の看護師等と同行し、必要な指導を行つた場合には、訪問看護同行加算として、退院後1回に限り、20点を所定点数に加算する。
3 注1及び注2に掲げる指導に要した交通費は、患者の負担とする。
B008 薬剤管理指導料 1
特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に對して行う場合

2 1 の患者以外の患者に對して行う場合 380点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者のうち、1については別に厚生労働大臣が定める患者に對して、それ以外の患者に對して、それぞれ投棄又は注射及び薬学的管理指導を行つた場合は、当該患者に係る区分に従い、患者1人につき週1回に限り、月4回を限度として算定する。
2 麻薬の投棄又は注射が行われている患者に對して、麻薬の使用に關し、必要な薬学的管理指導を行つた場合は、1回につき50点を所定点数に加算する。
B008-2 薬剤総合評価調整管理料 250点
注1 入院中の患者以外の患者であつて、6種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されていたものについて、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する内服薬が2種類以上減少した場合に、月1回に限り所定点数を算定する。
B009 診療情報提供料(Ⅰ) 250点
注1 保険医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関又は保険薬局に對して、照会又は情報提供を行つた場合、連携管理加算として、50点を所定点数に加算する。ただし、連携管理加算を算定した場合において、区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（当該別の保険医療機関に對して患者の紹介を行つた場合に限る。）は同一日には算定できない。
4 保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。
5 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等に對して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
6 保険医療機関が、診療に基づき保険薬局による在宅患者訪問薬剤管理指導の必要を認め、在宅での療養を行つている患者であつて通院が困難なもの同意を得て、当該保険薬局に對して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
7 保険医療機関が、精神障害者である患者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム（以下「精神障害者施設」という。）に入所している患者又は介護老人保健施設に入所している患者の同意を得て、当該精神障害者施設又は介護老人保健施設に對して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者の社会復帰の促進に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
8 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、介護老人保健施設に對して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行つた場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
9 保険医療機関が、認知症の状態にある患者について、診断に基づき認知症に関する専門的保険医療機関等での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族の同意を得て、認知症に關する専門的保険医療機関等に対しても診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行つた場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
10 保険医療機関が、患者の退院日の属する月又はその翌月に、添付の必要を認め、患者の同意を得て、別の保険医療機関、精神障害者施設又は介護老人保健施設

- に対して、退院後の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付して紹介を行った場合は、200点を所定点数に加算する。
- 8 収入番号B 0 5 1 地方に掲げるハイリスク妊娠共同管理料(II)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約産婦共同管理料(II)に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等の患者の同意を得て、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付してハイリスク妊娠共同管理料(II)に規定する別に保険医療機関に対して紹介を行った場合は当該患者の妊娠中1回に限り200点を所定点数に加算する。
- 9 保険医療機関が、認知症の疑いのある患者について専門医療機関での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、100点を所定点数に加算する。
- 10 保険医療機関が、認知症の専門医療機関において既に認知症と診断された患者であって入院中の患者以外のものについて症状が増悪した場合に、当該患者又はその家族の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合は、精神科医連携加算として、50点を所定点数に加算する。
- 11 精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関が、入院中の患者以外の患者について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、患者の同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で患者の紹介を行った場合は、精神科医連携加算として、200点を所定点数に加算する。
- 12 保険医療機関が、治療計画に基づいて長期継続的にインターフェロン治療が必要な肝炎の患者であって入院中の患者以外のものとの同意を得て、当該保険医療機関と連携して治療を行う肝疾患に関する専門医療機関に対して、治療計画に基づく診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合は、肝炎インターフェロン治療連携加算として、50点を所定点数に加算する。
- 13 保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、患者又はその家族の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算として、100点を所定点数に加算する。
- 14 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の退院日の属する月又はその翌年に、連携する保険医療機関において区分番号A 2 4 6の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定して当該連携保険医療機関を退院した患者（あらかじめ共有されている地域連携診療計画に係る入院中の患者以外の患者に限る。）の同意を得て、当該連携保険医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の地域連携診療計画加算として、50点を所定点数に加算する。
- 15 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の紹介を行いう際に、検査結果、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報を添付した場合に、検査・画像情報提供加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、イについては、注7に規定する加算を算定する場合は算定しない。
- イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合 200点
- ロ 入院中の患者について、必要な情報を提供した場合 30点

B 0 0 9 - 2 電子的診療情報評価料

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合に算定する。

B 0 1 0 診療情報提供料(II)

注 保険医療機関が、治療法の選択等に関して当該保険医療機関以外の医師の意見を求める患者からの要望を受けて、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報を他の別の医療機関において必要な情報を添付し、診療状況を示す文書を患者に提供することを通じて、患者が当該保険医療機関における医師の助言を得るために支援を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

B 0 1 1 及びB 0 1 1 - 2 前院

B 0 1 1 - 3 薬剤情報提供料

注 1 入院中の患者以外の患者に対して、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供した場合に、月1回に限り（処方の内容に変更があった場合は、その都度）算定する。

2 注1の場合において、処方した薬剤の名称を当該患者の求めに応じて手帳に記載した場合には、手帳記載加算として、所定点数に3点を加算する。

3 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付した患者については、算定しない。

B 0 1 1 - 4 医療機器安全管理料

1 醫療工学技士が配置されている保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行う場合（1月につき） 100点

2 放射線治療機器の保守管理、精度管理等の体制が整えられている保険医療機関において、放射線治療計画を策定する場合（一連につき） 1,100点

注 1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療が必要な患者に対して、放射線治療計画に基づいて治療を行った場合に算定する。

B 0 1 2 傷病手当金意見書交付料

注 健康保険法第99条第1項の規定による傷病手当金に係る意見書を交付した場合に算定する。

B 0 1 3 療養費同意書交付料

注 健康保険法第87条の規定による療養費（柔道整復以外の施術に係るものに限る。）に係る同意書を交付した場合に算定する。

B 0 1 4 退院時薬剤情報管理指導料

注 保険医療機関が、患者の入院時に当該患者が服薬中の医薬品等について確認したとともに、当該患者に対して入院時に使用した主な薬剤の名称（副作用が発現した場合については、当該副作用の概要、講じた措置等を含む。）に関する当該患者の手帳に記載した上で、退院に際して当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に係る必要な指導を行った場合に、退院の日に1回に限り算定する。

B 0 1 5 からB 0 1 8まで 削除

第2部 在宅医療

通則

1 在宅医療の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。
2 在宅療養指導管理に当たって患者に対して薬剤を使用した場合は、前号により算定した点数

及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。

3 在宅療養指導管理に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前2号により算定した点数及び第4節の所定点数を合算した点数により算定する。

4 第1節は第2節に掲げられていない在宅医療であつて特殊な在宅医療の在宅患者診療・指導料又は在宅療養指導管理料は、第1節又は第2節に掲げられている在宅医療のうちで最も近似する在宅医療の各区分の所定点数により算定する。

第1節 在宅患者診療・指導料

区分
C 0 0 0

往診料

注1 別に厚生労働大臣が定める時間において入院中の患者以外の患者に対して診療

に従事している場合に緊急に行う往診、夜間（深夜を除く。）又は休日の往診、深夜の往診を行った場合には、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院（地域において在宅療養を提供する診療所がないことにより、当該地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）等の区分に従い、次に掲げる点数を、それ所定点数に加算する。

イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であつて別に厚生労働大臣が定め

るものとの保険医が行う場合

(1) 病床を有する場合

① 緊急に行う往診 850点

② 夜間（深夜を除く。）又は休日の往診 1,700点

③ 深夜の往診 2,700点

(2) 病床を有しない場合

① 緊急に行う往診 750点

② 夜間（深夜を除く。）又は休日の往診 1,500点

③ 深夜の往診 2,500点

ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の

保険医が行う場合

(1) 緊急に行う往診 650点

(2) 夜間（深夜を除く。）又は休日の往診 1,300点

(3) 深夜の往診 2,300点

ハ イから口までに掲げるもの以外の保険医療機関の保険医が行う場合

(1) 緊急に行う往診 325点

(2) 夜間（深夜を除く。）又は休日の往診 650点

(3) 深夜の往診 1,300点

2 患家における診療時間が1時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、100点を所定点数に加算する。

3 患家において死亡診断を行った場合は、200点を所定点数に加算する。

4 保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が10キロメートルを超えた場合又は海路による往診を行った場合で、特殊的事情があつたときの往診料は、別に厚生労働大臣が定める。

5 往診に要した交通費は、厚生労働大臣が定める。

6 往診に要した交通費は、厚生労働大臣が定める。施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の保険医が行つた場合は、当該基準に掲げた区分に従い、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、100点、75点又は50点を、それぞれ更に所定点数に加算する。

C 0 0 1 在宅患者訪問診療料（1日につき）

1 同一建物居住者以外の場合

2 同一建物居住者の場合

注1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院が困難なものに対して、その同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合を除く。）に、当該患者1人につき週3回（同一の患者について、1及び2を併せて算定する場合において同じ。）を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に限る。）で算定する。この場合において、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料又は区分番号C 0 0 0 に掲げる往診料は、算定しない。

2 2については、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であつて通院が困難なものに対して、その同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合を除く。）に、当該患者1人につき週3回（同一の患者について、1及び2を併せて算定する場合において同じ。）を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に限る。）として算定する。この場合において、区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料又は区分番号C 0 0 0 に掲げる往診料は、算定しない。

3 保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問診療を行つて必要性を認め、計画的な医学的管理の下に、在宅での療養を行つてゐる患者であつて通院が困難なものに対する場合を除く。）として算定する。この規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に行つた訪問診療については14日を限度として算定する。

4 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対して訪問診療を行つた場合には、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ400点を所定点数に加算する。この場合における診療時間が1時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、100点を所定点数に加算する。

5 患家における診療時間が1時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、100点を所定点数に加算する。

6 在宅で死亡した患者（往診又は訪問診療を行つた後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対してその死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上の往診又は訪問診療を実施した場合には、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、それぞれ1,000点、750点又は500点を更に所定点数に加算する。

イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であつて別に厚生労働大臣が定めるものの場合

(1) 病床を有する場合 6,000点

ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の

場合

ハ イ及びロに掲げるものの以外の場合 5,000点

7 往診又は訪問診療を行い、在宅で患者を看取つた場合には、看取り加算として3,000点を所定点数に加算する。

8 患家において死亡診断を行つた場合には、200点を所定点数に加算する。ただし、注7の加算を算定する場合は、算定できない。

9 保険医療機関の所在地と患者の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合 又は海路による訪問診療を行った場合で、特殊の事情があつたときの在宅患者訪問診療料は、別に厚生労働大臣が定めるところによって算定する。	
10 往診料を算定する往診の日の翌日まで行った訪問診療(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の保健医が行ったものを除く。)の費用は算定しない。	
11 訪問診療に要した交通費は、患者の負担とする。	
C 0 0 2 在宅時医学総合管理料(月 1 回)	
1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であつて別に厚生労働大臣が定めるものの場合	
イ 病床を有する場合	
(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月 2 回以上訪問診療を行っている場合	
① 単一建物診療患者が 1 人の場合	5,400 点
② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	4,500 点
③ ①及び②以外の場合	2,880 点
(2) 月 2 回以上訪問診療を行っている場合(イの場合を除く。)	
① 単一建物診療患者が 1 人の場合	4,600 点
② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	2,500 点
③ ①及び②以外の場合	1,300 点
(3) 月 1 回訪問診療を行っている場合	
① 単一建物診療患者が 1 人の場合	2,760 点
② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	1,500 点
③ ①及び②以外の場合	780 点
ロ 病床を有しない場合	
(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月 2 回以上訪問診療を行っている場合	
① 単一建物診療患者が 1 人の場合	5,000 点
② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	4,140 点
③ ①及び②以外の場合	2,640 点
(2) 月 2 回以上訪問診療を行っている場合(イの場合を除く。)	
① 単一建物診療患者が 1 人の場合	4,200 点
② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	2,300 点
③ ①及び②以外の場合	1,200 点
(3) 月 1 回訪問診療を行っている場合	
① 単一建物診療患者が 1 人の場合	2,520 点
② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	1,380 点
③ ①及び②以外の場合	720 点
2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院(1 に規定するものを除く。)の場合 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月 2 回以上訪問診療を行っている場合	
(1) 单一建物診療患者が 1 人の場合	4,600 点
(2) 单一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	3,780 点
(3) ①及び②以外の場合	2,400 点
ロ 月 2 回以上訪問診療を行っている場合(イの場合を除く。)	
(1) 单一建物診療患者が 1 人の場合	3,800 点
(2) 单一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	2,100 点
(3) ①及び②以外の場合	1,100 点
ハ 月 1 回訪問診療を行っている場合	
(1) 单一建物診療患者が 1 人の場合	2,280 点
(2) 单一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	1,500 点
3 (1) 及び(2)以外の場合	
イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月に 2 回以上訪問診療を行っている場合	
(1) 单一建物診療患者が 1 人の場合	3,450 点
(2) 单一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	2,835 点
(3) ①及び②以外の場合	1,800 点
ロ 月 2 回以上訪問診療を行っている場合(イの場合を除く。)	
(1) 单一建物診療患者が 1 人の場合	2,850 点
(2) 单一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	1,575 点
(3) ①及び②以外の場合	850 点
ハ 月 1 回訪問診療を行っている場合(イの場合を除く。)	
(1) 单一建物診療患者が 1 人の場合	1,710 点
(2) 单一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	945 点
(3) ①及び②以外の場合	510 点
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が 200 床未満の病院(在宅療養支援病院を除く。)に限る。)において、在宅での療養を行っている患者(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームその他入居している施設において療養を行っている患者(以下「施設入居者等」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に、訪問回数及び单一建物診療患者(当該患者が居住する建築物に居住する者)うち、当該保険医療機関が訪問診療を実施し、医学管理を行っているものをいう。以下この表において同じ。)	
の人数に従い、所定点数を月 1 回に限り算定する。	
4 注 1において、処方せんを交付しない場合は、300 点を所定点数に加算する。	
3 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理を行った場合においては、別に厚生労働大臣が定める診療に係る費用及び投薬の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
5 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理に際し特別な管理を必要とする患者(別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。)に対して、1 月に 4 回以上の往診又は訪問診療を行った場合には、患者 1 人につき 1 回に限り、頻回訪問加算として、600 点を所定点数に加算する。	
6 分区分番号 C 0 0 2-2 に掲げる施設入居時等医学総合管理料を算定している患者については算定しない。	
7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。	
イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	
(1) 单一建物診療患者が 1 人の場合	400 点
(2) 单一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	200 点
(3) ①及び②以外の場合	100 点
ロ 在宅療養実績加算	
(1) 单一建物診療患者が 1 人の場合	300 点
(2) 单一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	150 点

<p>(3) (i)及び(ii)以外の場合</p> <p>ハ 在宅療養実績加算 2</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 200点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 100点</p> <p>(3) (i)及び(ii)以外の場合 50点</p>
<p>8 3について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。</p>
<p>C 0 0 2 - 2 施設入居時等医学総合管理料 (月1回)</p>
<p>1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であつて別に厚生労働大臣が定めるものの場合</p> <p>イ 病床を有する場合</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行つている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 3,900点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 3,240点</p> <p>③ (1)及び(2)以外の場合 2,880点</p>
<p>(2) 月2回以上訪問診療を行つている場合 ((1)の場合を除く。)</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 3,300点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,800点</p> <p>③ (1)及び(2)以外の場合 1,300点</p>
<p>(3) 月1回訪問診療を行つている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 1,980点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,080点</p> <p>③ (1)及び(2)以外の場合 780点</p>
<p>ロ 病床を有しない場合</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行つている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 3,600点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 2,970点</p> <p>③ (1)及び(2)以外の場合 2,640点</p>
<p>(2) 月2回以上訪問診療を行つている場合 ((1)の場合を除く。)</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 3,000点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,650点</p> <p>③ (1)及び(2)以外の場合 1,200点</p>
<p>(3) 月1回訪問診療を行つている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 1,800点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 990点</p>
<p>2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院 (1に規定するものを除く。) の場合</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行つている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 3,300点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 2,700点</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 2,400点</p>
<p>ロ 月2回以上訪問診療を行つている場合 (イの場合を除く。)</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,700点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,500点</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 1,100点</p>
<p>ハ 在宅療養実績加算 2</p>
<p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,620点</p> <p>(2) 单一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 900点</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 660点</p>
<p>3 1及び2に掲げるものの以外の場合</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行つている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,450点</p> <p>(2) 单一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 2,025点</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 1,800点</p>
<p>ロ 月2回以上訪問診療を行つている場合 (イの場合を除く。)</p> <p>(1) 单一建物診療患者が1人の場合 2,050点</p> <p>(2) 单一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,125点</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 850点</p>
<p>ハ 月1回訪問診療を行つている場合</p> <p>(1) 单一建物診療患者が1人の場合 1,230点</p> <p>(2) 单一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 675点</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 510点</p>
<p>注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）において、施設入居者等であつて通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行つてゐる場合、訪問回数及び単一建物診療患者の人数に従い、所定点数を月1回に限り算定する。</p>
<p>2 注1において、処方せんを交付しない場合は、300点を所定点数に加算する。</p> <p>3 施設入居時等医学総合管理料を算定すべき医学管理を行つた場合においては、別に厚生労働大臣が定める診療に係る費用及び投薬の費用は、所定点数に含まれるものとする。</p> <p>4 在宅療養に移行後、当該点数を算定した日の属する月から起算して3月以内の期間、月1回に限り、在宅移行早期加算として、100点を所定点数に加算する。ただし、在宅医療に移行後、1年を経過した患者については算定しない。</p> <p>5 施設入居時等医学総合管理料を算定すべき医学管理に関し特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。）に対して、1月に4回以上の往診又は訪問診療を行つた場合には、患者1人につき1回限り、戻り訪問加算として、600点を所定点数に加算する。</p> <p>6 区分番号C 0 0 2に掲げる在宅時医学総合管理料を算定してゐる患者については算定しない。</p> <p>7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。</p> <p>イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 300点</p> <p>(2) 单一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 150点</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 75点</p>
<p>ロ 在宅療養実績加算 1</p> <p>(1) 单一建物診療患者が1人の場合 225点</p> <p>(2) 单一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 110点</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 56点</p>
<p>ハ 在宅療養実績加算 2</p>

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合
 (2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合
 (3) (1)及び(2)以外の場合
- 8 3について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。
- C 0 0 3 在宅がん医療総合診療科（1日につき）
 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であつて別に厚生労働大臣が定めるものの場合
 イ 病床を有する場合
 (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 1,800点
 (2) 処方せんを交付しない場合 2,000点
- ロ 病床を有しない場合
 (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 1,650点
 (2) 処方せんを交付しない場合 1,850点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合
 イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 1,495点
 ロ 処方せんを交付しない場合 1,685点
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療養を行っている悪性腫瘍の鍼灸療法若しくは化学療法を行っている患者又は真皮を越える癩瘡の状態にある患者（区分番号C013に掲げる在宅患者訪問看護看護師を算定する場合における患者）（いずれも同一建物居住者を除く。）であつては真皮までの状態の患者）（いずれも同一建物居住者を除く。）であつては通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、緩和ケア又は看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と共同して同一日に看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について、それぞれ月1回を限度として算定する。
- 2 患家において死亡診断を行った場合は、200点を所定点数に加算する。
- 3 注2に規定する加算及び特に規定するものを除き、診療に係る費用は、在宅がん医療総合診療科に含まれるものとする。
- 4 在宅がん医療総合診療に要した交通費は、患家の負担とする。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅療養・ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、150点、110点又は75点を、それぞれ更に所定点数に加算する。
- C 0 0 4 救急搬送診療料
 1,300点
- 注1 患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に算定する。
- 2 新生児又は6歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該診療を行った場合には、新生児又は乳幼児加算として、それぞれ1,500点又は700点を所定点数に加算する。
- 3 注1に規定する場合であって、当該診療に要した時間が30分を超えた場合には、長時間加算として、700点を所定点数に加算する。
- C 0 0 5 在宅患者訪問看護・指導料（1日につき）
 1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合 580点
 2 指導による場合 680点
 ロ 週4日以降
 イ 週3日まで 530点
 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 630点
- 注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問看
- 護・指導を行った場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、いすれかを所定点数に加算する。この場合において、イ又はロについては、週1日に限り算定する。
- イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行った場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、いすれかを所定点数に加算する。この場合において、イ又はロについて
- ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の看護師と同時に訪問看護・指導を行った場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、いすれかを所定点数に加算する。この場合において、イ又はロについて
- ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が看護補助者と同時に訪

問看護・指導を行う場合

300点

- 8 1 及び 2 については、訪問診療を実施している保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問

又は看護師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問

と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、在宅患者連携指導加算として、月 1 回に限り 300 点を所定点数に加算する。

- 9 1 及び 2 については、保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なもの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の保健医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共に患者に赴き、カソファレンスに参加し、それらの者と共に療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カソファレンス加算として、月 2 回に限り 200 点を所定点数に加算する。

- 10 1 及び 2 については、在宅で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対して、保険医療機関の保険医の指示により、その死に日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケア加算として、2,000 点を所定点数に加算する。

- 11 1 及び 2 については、訪問看護・指導に関して特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に限る。以下この注において同じ。）に対して、当該患者に係る訪問看護・指導に関する計画的な管理を行った場合は、患者 1 人に限り、在宅移行管理加算として、250 点を所定点数に加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものと別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者 1 人につき 1 回に限り、500 点を所定点数に加算する。

- 12 1 及び 2 については、夜間（午後 6 時から午後 10 時までの時間）をいう。区分番号 C 0 0 5 - 1 - 2 において同じ。）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間）をいう。区分番号 C 0 0 5 - 1 - 2 において同じ。）に訪問看護・指導を行つた場合は、夜間・早朝訪問看護加算として 210 点を所定点数に加算し、深夜に訪問看護・指導を行つた場合は、深夜訪問看護加算として 420 点を所定点数に加算する。

- 13 在宅患者訪問看護・指導料を算定した場合には、区分番号 C 0 0 5 - 1 - 2 に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料又は区分番号 I 0 1 2 に掲げる精神科訪問看護・指導料は、算定しない。

- 14 訪問看護・指導に要した交通費は、患者の負担とする。

C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪問看護・指導料（1 日につき）

- 1 保健師、助産師又は看護師（3 の場合を除く。）による場合

同一日に 2 人

(1) 週 3 日目まで

580 点

(2) 週 4 日目以降

680 点

口 同一日に 3 人以上

(1) 週 3 日目まで

293 点

(2) 週 4 日目以降

343 点

2 ケイ 同一日に 2 人

(1) 週 3 日目まで

530 点

630 点

口 同一日に 3 人以上

268 点

(1) 週 3 日目まで

318 点

(2) 週 4 日目以降

1,255 点

注 1

1 及び 2 については、保険医療機関が、在宅で療養を行っている患者（同一建

物居住者に限る。注 8 及び注 9 において同じ。）であつて通院が困難なものに對

して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師又は看護師若しくは准

看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行つた場合に、患者 1 人につい

て日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者以外の患

者については、区分番号 C 0 0 5 に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3 を除く。）

又は区分番号 I 0 1 2 に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定する日と合わせて

週 3 日（保険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回の

訪問看護・指導を行う必要を認め、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1

月に 1 回（別に厚生労働大臣が定めるものについては、月 2 回）に限り、週 7 日

（当該診療の日から起算して 14 日以内の期間に行われる場合に限る。）を限度

とする。

2

地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療養を行っている悪性腫瘍の

鎮痛療法若しくは化学療法を行つている患者又は真皮を越える癌の状態にある

患者（区分番号 C 0 1 3 に掲げる在宅患者訪問癌・指導料を算定する場

合にあっては真皮までの状態の患者）（いずれも同一建物居住者に限る。）であ

つて通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、緩和ケア又

は癌ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関

の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と共同して同一日に看護又は療

養上必要な指導を行つた場合に、当該患者 1 人について、それぞれ月 1 回を限度

として算定する。

3

1 及び 2 については、注 1 ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患

等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週 7 日を限度として所定点数を算定す

る患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認

めて、1 日に 2 回又は 3 回以上訪問看護・指導を実施した場合は、難病等複数回

訪問加算として、それぞれ 450 点又は 800 点を所定点数に加算する。

4

1 及び 2 については、患者又はその看護に当たつている者の求めを受けた診療

所又は在宅療養支援病院の保険医の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急

に訪問看護・指導を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1 日につき 265

点を所定点数に加算する。

5

1 及び 2 については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対

し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問看護・指導を実施した場合

には、長時間訪問看護・指導加算として、週 1 回（15 歳未満の超重症児又は准超

重症児の場合にあっては週 3 回）に 520 点を所定点数に加算する。

6 1 及び 2 については、3 歳未満の乳幼児又は 3 歳以上 6 歳未満の乳幼児に対し、

保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導が必要な者に限り、保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を行つた場合には、乳幼児加算又は幼児加算として、1 日につきそれぞれ 50 点を所定点数に加算する。

7 1 及び 2 については、同時に複数の看護師等に別に厚生労働大臣が定める者に

対して別に厚生労働大臣が定める者に限り、保険医療機関の複数の看護師等が訪問看護・指導を行うことについて患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分

- に従い、いざれかを所定点数に加算する。この場合において、イ又はロについては、週1日に限り算定する。
- イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合 430点
- ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行なう看護師等が他の看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合 380点
- ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行なう看護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行なう場合 300点
- 8 1及び2については、訪問診療を実施している保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行なっている患者であつて通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行なうとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行なった場合に、同一建物居住者連携指導加算として、月1回に限り300点を所定点数に加算する。
- 9 1及び2については、保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行なっている患者であつて通院が困難なもの状態の変化等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の保険医と共同で患者に赴き、カーファレンスに参加し、それら事業者の介護支援専門員と共に同一建物居住者緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り200点を所定点数に加算する。
- 10 1及び2については、在宅で死亡した患者（ターミナルケアを行なった後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対して、保険医療機関の保険医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行なった場合は、同一建物居住者ターミナルケア加算として、2,000点を所定点数に加算する。
- 11 1及び2については、訪問看護・指導に関して特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に限る。以下この注において同じ。）に対して、当該患者に係る訪問看護・指導に関する計画的な管理を行なった場合は、患者1人につき1回に限り、在宅移行管理加算として、250点を所定点数に加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものと/orに厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、500点を所定点数に加算する。
- 12 1及び2については、夜間又は早朝に訪問看護・指導を行なった場合は、夜間・早朝訪問看護加算として210点を所定点数に加算し、深夜に訪問看護・指導を行なった場合は、深夜訪問看護加算として420点を所定点数に加算する。
- 13 同一建物居住者訪問看護・指導料を算定した場合には、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導料は、算定しない。
- 14 訪問看護・指導を要した交通費は、患者の負担とする。
- C 0 0 5 - 2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1回につき） 100点
- 注 区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行なう者に限る。）の指定、同法第42条の2第1項本文の規定による

- 指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行なう者に限る。）から訪問看護を受けている患者であつて、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の診療に基づき、週3日以上の点滴注射を行う診療を行なう看護師等に対して、訪問を行なう看護師等に対しても、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行なった場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。
- C 0 0 6 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料（1単位）
- 1 同一建物居住者以外の場合 300点
- 2 同一建物居住者の場合 255点
- 注1 1については、在宅で療養を行なっている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問リハビリテーション指導管理を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行なっている患者（同一建物居住者に限る。）であつて通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該診療を行なった保険医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を訪問させて基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために訓練等について必要な指導を行なわせた場合に、患者1人につき、1と2を合わせて週6単位（退院日の日から起算して3月以内の患者にあっては、週12単位）に限り算定する。
- 2 保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時に頻回の訪問リハビリテーション指導管理を行う必要性を認め、計画的な医学管理の下に、在宅で療養を行なっている患者であつて通院が困難なものに対して訪問リハビリテーション指導管理を行なった場合は、注1の規定にかわらず、1と2を合わせて、6月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に実行した訪問リハビリテーション指導管理については、14日を限度として1日4単位に限り、算定する。
- 3 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理に要した交通費は、患者の負担とする。
- C 0 0 7 訪問看護指示料
- 注1 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保健医が、診療に基づき指定訪問看護事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（いざれも訪問看護事業者を行う者に限る。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）からの指定訪問看護の必要を認め、又は、介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスを行う者に限る。）からの指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定複合型サービス（いざれも訪問看護を行うものに限る。）の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 2 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保健医が、診療に基づき、当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行なう必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、その旨を記載した訪問看護指示書を交付した場合に、特別訪問看護指示加算として、患者1人につき月1回（別に厚生労働大臣が定める者については、月2回）に限り、100点を所定点数に加算する。
- 3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。

4 訪問看護指示料を算定した場合には、区分番号1012-2に掲げる精神科訪問看護指示料は算定しない。

C 007-2 介護職員等略吸吸引等指示料

240点

注 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき介護保険法

第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第2項に規定する訪

問介護、同条第3項に規定する通所介護、同条第7項に規定する通所介護又は

同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている者に限る。）

、同法第2条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第8条第21

項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。）その他別に厚生労働大臣が定

める者による社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第

1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為の必要を認め、患者の同意を得て

当該患者の選定する事業者に対する介護職員等略吸吸引等指示書を交付した場合に

、患者1人につき3月に1回に限り算定する。

C 008 在宅患者訪問薬剤管理指導料

1 同一建物居住者以外の場合

2 同一建物居住者の場合

注 1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住す

る他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の

当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）

であって通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行っている患

者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づ

き計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を

行った場合に、1と2を合わせて患者1人につき月4回（末期の悪性腫瘍の患者

及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回）に限り算定する。

この場合において、1と2を合わせて薬剤師1人につき週40回に限り算定できる。

2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に際し、その服用及び保

管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理指導を行っ

た場合は、1回につき100点を所定点数に加算する。

C 009 在宅患者訪問栄養食事指導料

1 同一建物居住者以外の場合

2 同一建物居住者の場合

注 1 1については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者（当該患者と同一の

建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問栄養食事指導

を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）

を除く。）であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、2については、

在宅で療養を行っており通院が困難な患者（同一建物居住者に限る。）であって

、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継

続して行い、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係

る指導を行った場合に、1と2を合わせて月2回に限り算定する。

C 010 在宅患者連携指導料

1 訪問診療を実施している保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病

床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）の保険医が、在

宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、歯科訪問診療を実施している保険医療機関、訪問薬剤管理指導を実施して

いる保険業局又は訪問看護ステーションと文書等により情報共有を行うとともに

、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号A 000に掲げる初診料を算定する初診の日に行つた指導又は当該初

診の日から1月以内に行つた指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

当該保険医療機関を退院した患者に對して退院の日から起算して1月以内に行

った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとす

る。

3 区分番号B 001の1に掲げるウイルス疾患指導料、区分番号B 001の6に

掲げるてんかん指導料、区分番号B 001の7に掲げる難病外来指導管理料又は

区分番号B 001の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料を算定している患

者については算定しない。

4 区分番号B 001の1に掲げるウイルス疾患指導料、区分番号B 001の6に

掲げるてんかん指導料、区分番号B 001の7に掲げる難病外来指導管理料又は

区分番号B 001の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料を算定している患

者については算定しない。

5 在宅患者連携指導料を算定すべき指導を行つた場合においては、区分番号B 0

00に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号B 001の8に掲げる皮膚科特定

疾患指導管理料を算定すべき指導管理の費用は、所定点数に含まれるものとする。

6 区分番号B 009に掲げる診療情報提供料(I)、区分番号C 002に掲げる在宅

時医学総合管理料、区分番号C 003に掲げる施設入居時等医学総合管理料

又は区分番号C 003に掲げる在宅がん医療総合診療料を算定している患者につ

いては算定しない。

C 011 在宅患者共同診療料

1 往診の場合

2 訪問診療の場合（同一建物居住者以外）

3 訪問治療の場合（同一建物居住者）

注 1 1については、在宅療養後方支援病院（在宅において療養を行っている患者を

緊急時に受け入れる病院であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同

じ。）（許可病床数が500床未満の病院に限る。）が、在宅で療養を行つている別

に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者であつて通院が困難なも

の（当該在宅療養後方支援病院を緊急時の搬送先として希望するものに限る。以

下この区分番号において同じ。）に対して、当該患者に對する在宅医療を担う他

の保険医療機関からの求めに応じて共同で往診を行つた場合に、1から3までの

いずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3

までを合わせて2回に限り算定する。

2 2については、在宅療養後方支援病院（許可病床数が500床未満の病院に限る。）

が、在宅で療養を行つている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外

の患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対し当該保険医療機関が

同一日に訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物

居住者」という。）を除く。）であつて通院が困難なものに対して、当該患者に

対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理

下に定期的に訪問して共同で診療を行つた場合に、1から3までのいずれかを最

初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせ

て2回に限り算定する。

3 3については、在宅療養後方支援病院（許可病床数が500床未満の病院に限る。）

が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者（同一建物居住者に限る。）であって、通院が困難なものに対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合せて2回に限り算定する。

4 注1から注3までの規定にかかると、在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣が定める疾患等を有する患者に対して行った場合については、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合せて3までを合わせて12回に限り算定する。

C 0 1 3 在宅患者訪問褥瘡管理指導料

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者（在宅での療養を行っているものに限る。）に対して、患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医⁽¹⁾、管理栄養士、看護師又は進捗する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき2回に限り所定点数を算定する。

2 区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C 0 0 9に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料は別に算定できない。ただし、カンファレンスを行う場合にあっては、この限りではない。

第2節 在宅療養指導管理料

通則 在宅療養指導管理料の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した費用により算定する。

第1款 在宅療養指導管理料

1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料は、特に規定する場合を除き、月1回に限り算定し、同一の患者に対して1月以内に指導管理を2回以上行った場合には、第1回の指導管理を行ったときに算定する。

2 同一の患者に対して、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料に規定する在宅療養指導管理のうち2以上が実施されている場合は、主たる指導管理の所定点数のみにより算定する。

3 在宅療養支援病院又は在宅療養支援病院から患者の紹介を受けた保険医療機関が、在宅療養支援病院又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（紹介が行われた月に限る。）及び在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣の定めた患者に対して当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関と異なる在宅療養指導管理を行った場合（C 1 0 2に規定する指導管理とC 1 0 2-2に規定する指導管理、C 1 0 3に規定する指導管理とC 1 0 7に規定する指導管理又はC 1 0 7-2に規定する指導管理、C 1 0 4に規定する指導管理とC 1 0 5に規定する指導管理、C 1 0 4-2に規定する指導管理、C 1 0 5-2に規定する指導管理とC 1 0 9に規定する指導管理、C 1 0 5-2に規定する指導管理とC 1 0 9-2に規定する指導管理、C 1 0 7に規定する指導管理、C 1 0 7-2に規定する指導管理とC 1 0 8に規定する指導管理とC 1 1 0に規定する指導管理とC 1 0 8-2に規定する指導管理とC 1 1 0-2に規定する指導管理及びC 1 0 9に規定する指導管理とC 1 1 4に規定する指導管理の組合せを除く。）には、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。

4 入院中の患者に対して退院時に本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合においては、各区分の規定にかかると、当該退院の日に所定点数を算定でき

る。この場合において、当該退院した患者に対して行った指導管理（当該退院した日の属する月に行なったものに限る。）の費用は算定しない。

区分

C 1 0 0 退院前 在宅療養指導管理料

注1 入院中の患者が在宅療養に備えて一時的に外泊するに当たり、当該在宅療養に

関する指導管理を行った場合に算定する。

2 6歳未満の乳幼児に対して在宅療養に關する指導管理を行った場合には、乳幼児加算として、200点を所定点数に加算する。

C 1 0 1 在宅自己注射指導管理料

1 複雑な場合
1 以外の場合
イ 月27回以下の場合
ロ 月28回以上の場合

750点
650点
750点

注1 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対し、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。ただし、同一月に第2章第6部の通則6に規定する外来化学療法加算を算定している患者についても、当該管理料を算定できない。

2 初回の指導を行った日の属する月から起算して3月以内の期間に当該指導管理を行った場合には、導入初期加算として、3月を限度として、580点を所定点数に加算する。

3 運處の内容に変更があった場合には、注2の規定にかかると、当該指導を行った日の属する月から起算して1月を限度として、1回に限り導入初期加算を算定できる。

C 1 0 1-2 在宅小児低血糖症患者指導管理料

注1 12歳未満の小児低血糖症であつて入院中の患者以外の患者に対して、重篤な低血糖の予防のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

2 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料
注2 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であつて入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行つた場合に算定する。

C 1 0 1-3 在宅自己腹膜灌流指導管理料

注1 在宅自己連續携行式腹膜灌流を行つている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己連續携行式腹膜灌流に関する指導管理を行つた場合に算定するものとし

2 当該指導管理を行つた月内に区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓又はJ 0 4 2に規定する腹膜灌流の1を算定する場合は、注1に規定する2回目以降の費用は、算定しない。

C 1 0 2-2 在宅血液透析指導管理料

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅血液透析を行つてある入院中の患者以外の患者に対して在宅血液透析に関する指導管理を行つた場合に算定するものとし

2 毎回に指導管理を行う必要がある場合には、当該指導管理料を最初に算定した日から起算して2月までの間は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する。

3 当該指導管理を算定する同一月内に区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓又はJ 0 4 2に規定する腹膜灌流の1を算定する場合は、注1に規定する2回目以降の費用は、算定しない。

C 1 0 2-2 在宅血液透析指導管理料

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅血液透析を行つてある入院中の患者以外の患者に対して在宅血液透析に関する指導管理を行つた場合に算定するものとし

2 毎回に指導管理を行う必要がある場合には、当該指導管理料を最初に算定した日から起算して2月までの間は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する。

3 当該指導管理を算定する同一月内に区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓を算定する場合は、注1に規定する2回目以降の費用は、算定しない。

C 1 0 3 在宅酸素療法指導管理料

1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合

2 その他の場合	2,400点
注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 0 4 在宅中心静脈栄養法指導管理料	3,000点
注 在宅中心静脈栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅中心静脈栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 0 5 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2,500点
注 在宅成分栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅成分栄養経管栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 0 5-2 在宅小児経管栄養法指導管理料	1,800点
注 在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、在宅小児経管栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 0 6 在宅自己導尿指導管理料	1,800点
注1 在宅自己導尿を行っている入院中の患者に対して、在宅自己導尿に関する指導管理を行った場合に算定する。	
2 第2款に定めるものを除き、カテーテルの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
C 1 0 7 在宅人工呼吸指導管理料	2,800点
注 在宅人工呼吸を行っている入院中の患者に対して、在宅人工呼吸に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 0 7-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	2,250点
1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料1	250点
2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2	250点
注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者に対して、在宅持続陽圧呼吸療法に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 0 8 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	1,500点
注 在宅における鎮痛療法又は悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 0 8-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	1,500点
注 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医が、他の保険医療機関において区分番号C 1 0 8に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料を算定する指導管理を受けている患者に対し、当該他の保険医療機関と連携して、同一日に当該患者に対する悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 0 9 在宅寝つきり患者処置指導管理料	1,050点
注1 在宅における創傷処置等の処置を行っている入院中の患者であって、現に寝つきりの状態にあるもの又はこれに準ずる状態にあるものに対して、当該処置に関する指導管理を行った場合に算定する。	
2 区分番号B 0 0 1の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については、算定しない。	
C 1 1 0 在宅自己疼痛管理指導管理料	1,300点
注 疼痛除去のため植込み型脳・脊髄刺激装置を植え込んだ後に、在宅において自己疼痛管理を行っている入院中の患者以外の難治性慢性疼痛の患者に対して、在宅自己疼痛管理を行った場合に算定する。	
C 1 1 0-2 在宅振戻等刺激装置指導管理料	810点
注1 振戻等除去のため植込み型脳・脊髄刺激装置を植え込んだ後に、在宅において振戻等管理を行っている入院中の患者に対して、在宅振戻管理に関する指導管理を行った場合に算定する。	
2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140点を所定点数に加算する。	810点
C 1 1 0-3 在宅迷走神経電気刺激指導管理料	
注1 でんかん治療のため植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後に、在宅においてでんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅でんかん管理に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 1 0-4 在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	
注1 便失禁のコントロールのため植入型仙骨神経刺激装置を植え込んだ後に、患者の同意を得て、在宅において、自己による便失禁管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅便失禁管理に関する指導管理を行った場合に算定する。	810点
C 1 1 1 在宅肺高血圧症患者指導管理料	1,500点
注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、プロスタグラジンノイド製剤の投与等に関する医学管理等を行った場合に算定する。	
C 1 1 2 在宅気管切開患者指導管理料	900点
注 气管切開を行っている患者であって入院中の患者以外の患者に対して、在宅における気管切開に関する指導管理を行った場合に算定する。	
C 1 1 3 削除	
C 1 1 4 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	1,000点
注1 皮膚科又は形成外科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める疾患の患者であって、在宅において皮膚処置を行っている入院中の患者以外のものに対して当該処置に関する指導管理を行った場合に算定する。	
2 区分番号B 0 0 1の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B 0 0 1の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については、算定しない。	
C 1 1 5 削除	
C 1 1 6 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	45,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、体内植込型補助人工心臓（非拍動流型）を使用している患者であって入院中の患者以外のものに対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。	
第2款 在宅療養指導管理料加算	
区分	
C 1 1 7 通則	
1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算は、第1款各区分に掲げる在宅療養指導管理料のいずれかの所定点数を算定する場合に、特に規定する場合を除き、月1回に限り算定する。	
2 前号の規定にかかるらず、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算のうち、保険医療材料の使用を算定要件とするものについては、当該保険医療材料が別表第三調剤報酬点数表第4節の規定により調剤報酬として算定された場合には算定しない。	
C 1 1 8 血糖自己測定器加算	
C 1 1 9 血糖自己測定器加算	
1 月20回以上測定する場合	400点
2 月40回以上測定する場合	580点
3 月60回以上測定する場合	860点
4 月80回以上測定する場合	1,140点
5 月100回以上測定する場合	1,320点
6 月120回以上測定する場合	1,500点
注1 1から3までについては、入院中の患者以外の患者であつて次に掲げるものに対して、血糖自己測定直に基づく指導を行うため血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。	
イ インスリン製剤又はヒトツマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行	

- つている患者（1型糖尿病の患者を除く。）
ロ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者に限る。）
- ハ 12歳未満の小児低血糖症の患者
二 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）
- 2 4から6までについては、入院中の患者以外の患者であつて次に掲げるものに對して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用したものに、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
イ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者に限る。）
ロ 12歳未満の小児低血糖症の患者
ハ 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）
- C 15.1 注入器加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C 15.2 間歇注入シリンジポンプ加算
- 1 プログラム付きシリンジポンプ
2 1以外のシリンジポンプ
- 注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇注入シリンジポンプを使用した場合に、2月に2回に限り第1款の所定点数に加算する。
- C 15.2-2 持続血糖測定器加算
- 1 2個以下の場合
2 4個以下の場合
3 5個以上の場合
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者に対して、持続血糖測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
2 当該患者に対して、プログラム付きシリンジポンプ又はプログラム付きシリンジポンプ以外のシリンジポンプを用いて、トランスマッターを使用した場合は、第1款の所定点数にそれぞれ3,250点又は2,230点を加算する。ただし、この場合において、区分番号C 15.2に掲げる間歇注入シリンジポンプ加算は算定できない。
- C 15.3 注入器用注射針加算
- 1 治療上の必要があつて、1型糖尿病若しくは血友病の患者又はこれらの患者に準ずる状態にある患者に対して処方した場合
2 1以外の場合
- 注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器用の注射針を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C 15.4 紫外線殺菌器加算
- 注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者に対して、紫外線殺菌器加算
- C 15.5 自動腹膜灌流装置加算
- 注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者に対して、自動腹膜灌流装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C 15.6 透析液供給装置加算

- 注 在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して、透析液供給装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C 15.7 酸素ボンベ加算
- 1 携帯用酸素ボンベ
2 1以外の酸素ボンベ
- 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、酸素ボンベを使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
- C 15.8 酸素濃縮装置加算
- 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、酸素濃縮装置を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。ただし、この場合において、区分番号C 15.7に掲げる酸素ボンベ加算の2は算定できない。
- C 15.9 液化酸素装置加算
- 1 設置型液化酸素装置
2 携帯型液化酸素装置
- 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、液化酸素装置を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
- C 15.9-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算
- 注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、呼吸同調式デマンドバルブを使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
- C 16.0 在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算
- 注 在宅中心静脈栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、輸液セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C 16.1 注入ポンプ加算
- 注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者、在宅における鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の患者又は別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対する注射又は別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C 16.2 在宅経管栄養法用栄養管セット加算
- 注 在宅成分栄養経管栄養法又は在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、栄養管セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C 16.3 特殊カテーテル加算
- 1 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル
イ 親水性コートイングを有するもの
ロ イ以外のもの
2 間歇バルーンカテーテル
- 注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C 16.4 人工呼吸器加算
- 1 陽圧式人工呼吸器
2 人工呼吸器
3 階圧式人工呼吸器
- 注 1 気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。
2 人工呼吸器
3 階圧式人工呼吸器
- 注 鼻マスク又は頬マスクを介した人工呼吸器を使用した場合に算定する。
- 6,480点
7,480点
10,000点

注 在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、人工呼吸器を使用した場合に、いざれかを第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 5 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算

1 A S Vを使用した場合

3,750点

2 C P A Pを使用した場合

1,100点

注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 6 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算

2,500点
600点

注 在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、携帯型ディスポーザブル注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 7 疼痛等管理用送信器加算

2,500点
600点

注 疼痛除去等のため植込型脳・脊髄刺激装置又は植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後に、在宅疼痛管理、在宅振戦管理、在宅てんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、疼痛等管理用送信器（患者用プログラマを含む。）を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 8 携帯型精密輸液ポンプ加算

10,000点
3,200点

注 脳高血圧症の患者であって入院中の患者以外のものに対して、携帯型精密輸液ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 8-2 携帯型精密ネプライザー加算

1,500点
1,800点

注 気管切開患者用人工鼻加算
注 気管切開を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、人工鼻を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C 1 7 0 排痰補助装置加算

1,800点
780点
100点

注 人工呼吸を行っている入院中の患者以外の神経筋疾患等の患者に対して、排痰補助装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C 1 7 1 在宅酸素療法材料加算

1,800点
100点

1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合
2 その他の場合

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
注 在宅持続陽圧呼吸療法材料加算
注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

15点
15点

数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注 1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

注 特定保険医療材料
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第3部 検査

通則

1 検査の費用は、第1節又は第3節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節又は第3節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。

3 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した点数により算定する。

4 第1節又は第3節に掲げられて特殊な検査の検査料は、第1節又は第3節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。

5 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。

6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第6号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

第1節 検体検査料

検体検査の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 検体検査実施料

通則

1 入院中の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の各区分の所定点数に1日につき200点を加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。

2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。

3 入院中の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

区分

(尿・糞便等検査)

D 0 0 0 尿中一般物質定性半定量検査
注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

26点

D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査
1 尿蛋白

7点
9点
16点

2 V M A 定性（尿）、B e n c e J o n e s 蛋白定性（尿）、尿グルコース定性（尿）、尿浸透压

4 ポルフィリン症スクリーニングテスト（尿）
5 N -アセチルグルコサミニダーゼ（N A G）（尿）
6 アルブミン定性（尿）
7 黃体形成ホルモン（L H）定性（尿）、フィブリソ・フィブリノゲン分解産物（F D P）（尿）
8 アルブミン定量（尿）

108点
72点

9	トランスフェリン(尿)、ウロポルフィリン(尿)	200点
10	δアミノレブリン酸(δ-ALA)(尿)	300点
11	ボリアミン(尿)	439点
12	ミオイノシトール(尿)	543点
13	コプロポルフィリン(尿)	601点
14	ポルフォビリノゲン(尿)、総ヨウ素(尿)	660点
15	IV型コレーベン(尿)	200点
16	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)	210点
17	尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数	110点
18	その他 検査の種類の別により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数	112点
	注 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。	115点
D002 尿沈渣(鏡検法)	27点	
注 1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。		
2 当該保険医療機関内で検査を行った場合は、9点を加算する。		
3 染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。		
D002-2 尿沈渣(フローサイトメトリー法)	24点	
注 1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。		
2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。		
D003 糞便検査	23点	
1 虫卵検出(集卵法)(糞便)、ウロビリン(糞便)	15点	
2 糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	20点	
3 虫体検出(糞便)	25点	
4 糞便中脂質	37点	
5 糞便中ヘモグロビン定性	40点	
6 虫卵培養(糞便)	41点	
7 糞便中ヘモグロビン	56点	
8 糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	80点	
9 キモトリプシン(糞便)		
D004 穿刺液・採取液検査		
1 酸度測定(胃液)	15点	
2 ヒューナー検査	20点	
3 胃液又は十二指腸液一般検査	55点	
4 髄液一般検査	62点	
5 精液一般検査	70点	
6 精管粘液一般検査	75点	
7 顆粒球エラスター定性(子宮頸管粘液)、IgE定性(涙液)	100点	
8 顆粒球エラスター(子宮頸管粘液)	128点	
9 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腎分泌液)	170点	
D004-2 悪性腫瘍遺伝子検査	1	
1 悪性腫瘍遺伝子検査		
イ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)	2,500点	
ロ K-ras遺伝子検査	2,100点	
ハ EWS-F11.1遺伝子検査	2,100点	
二 TLS-CHOP遺伝子検査	2,100点	
ホ SYT-S SX遺伝子検査	2,100点	
ト c-ki6遺伝子検査	2,500点	
チマイクロサテライト不安定性検査	2,100点	
リセンチクロリンペ節生検に係る遺伝子検査	2,100点	
ヌB R A F遺伝子検査	6,520点	
ルR A S遺伝子検査	2,500点	
2 抗悪性腫瘍剤感受性検査(血液学的検査)	2,500点	
D005 血液形態・機能検査		
1 赤血球沈降速度(E SR)	9点	
注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。		
2 緑赤血球数	12点	
3 血液浸透圧、好酸球(鼻汁・喀痰)、末梢血液像(自動機械法)	15点	
4 好酸球数	17点	
5 末梢血液一般検査	21点	
6 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点を加算する。	25点	
7 血中微生物検査	40点	
8 赤血球抵抗試験	45点	
9 ヘモグロビンA1c(HbA1c)	49点	
10 自己溶血試験、血液粘稠度	50点	
11 ヘモグロビンF(HbF)	60点	
12 デオキシンミジンキナーゼ(TK)活性	233点	
13 ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスクフェラーゼ(TdT)	250点	

14 骨髓像	837点
注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点を加算する。	2,000点
15 造血器腫瘍細胞抗原検査（一連につき）	
D 0 0 6 出血・凝固検査	
1 出血時間	15点
2 プロトロンビン時間（P.T.）、全血凝固時間、トロンボテスト	18点
3 血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
4 フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量、クリオフィブリノゲン	23点
5 トロンビン時間	25点
6 蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン抵抗試験	28点
7 活性化部分トロンボプラスチン時間（A P T T）、ヘパプラスチンテスト	29点
8 血小板凝集能	50点
9 血小板粘着能	64点
10 アンチトロンビン活性、アンチトロンビン抗原	70点
11 フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）半定量、フィブリノゲン分解産物（FDP）半定量、フィブリノゲン活性、 α_1 -アンチトリプロシン	80点
12 フィブリノゲン活性、 α_2 -マクログロブリン	93点
13 プラスミノゲン活性、プラスミノゲン抗原、凝固因子インヒビター定性（クロスミキシング試験）	100点
14 フィブリノゲン分解産物（FDP）	116点
15 Dダイマー定性	131点
16 プラスマニンヒビター（アンチプラスミン）	134点
17 Dダイマー半定量	135点
18 v o n W i l l e b r a n d 因子（VWF）活性	136点
19 α_2 -マクログロブリン	138点
20 Dダイマー	141点
21 P I V K A - II 凝固因子インヒビター、v o n W i l l e b r a n d 因子（VWF）抗原	143点
22 プラスマニン・プラスミンインヒビター複合体（PI C）	155点
23 プラスマニン・プラスミンインヒビター複合体（PI C）	162点
24 プロテインS抗原	167点
25 プロテインS活性	170点
26 β -トロンボグロブリン（ β -TG）	177点
27 血小板第4因子（P F ₄ ）	178点
28 トロンビン・アンチトロンビン複合体（TAT）	191点
29 プロトロンビンフラグメントF1+2	193点
30 トロンボモジュリン	205点
31 凝固因子（第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子）	229点
32 フィブリンモノマー複合体	233点
33 プロティンC抗原、t P A · P A I - 1 複合体	247点
34 プロティンC活性	255点
35 フィブリノペプチド	300点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から35までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる項目数により算定する。	
イ 3項目又は4項目	

D 0 0 6 - 2 造血器腫瘍遺伝子検査	口 5項目以上 2,100点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。	
D 0 0 6 - 3 M a j o r B C R - A B L 1	
1 m R N A 定量（国際標準値）	2,520点
イ 診断の補助に用いるもの	2,520点
ロ モニタリングに用いるもの	1,200点
2 m R N A 定量（1以外のもの）	3,830点
D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査	
注 別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 0 0 6 - 5 染色体検査（すべての費用を含む。）	2,712点
注 分染法を行った場合は、397点を加算する。	
D 0 0 6 - 6 免疫関連伝子再構成	2,520点
D 0 0 6 - 7 UDPグルクロン酸脳酵素遺伝子多型	2,100点
D 0 0 6 - 8 サイトケラチン19（K R T 19）m R N A 検出	2,400点
D 0 0 6 - 9 W T 1 m R N A	2,520点
D 0 0 6 - 10 C C R 4 タンパク（フローサイトメトリー法）	10,000点
生物学的検査(1)	
D 0 0 7 血液化学検査	
1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（A L P）、コリンエステラーゼ（Ch E）、 γ -グルタルミルトランスフェラーゼ（ γ -G T）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸デヒドログリナーゼ（L D）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（L A P）、クレアチニンカーネーション（C C K）、アルドローゼ、遊離コレステロール、鉄（F e）、血中ケトン体、糖、クロール検査（試験紙法）、アンブレラ法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（U I B C）（比色法）、総鉄結合能（T I B C）（比色法）	11点
2 リン脂質	15点
3 H D L - コレステロール、無機リン及びリノ酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（A S T）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（A L T）	17点
4 L D L - コレステロール、蛋白分画	18点
5 銅（C u）	23点
6 リバーゼ	23点
7 イオノ化カルシウム	24点
8 マンガン（M n）	26点
9 ムコ蛋白	27点
10 ケトン体	31点
11 アボリボ蛋白	62点
イ 1項目の場合	94点
ロ 2項目の場合	32点
ハ 3項目以上の場合	35点
12 アデノシンデアミナーゼ（A D A）	
13 ダグアナーゼ	

14 有機モノカルボン酸、胆汁酸	47点
15 ALP アイソザイム、アミラーゼアイソザイム、 γ -G T アイソザイム、LDア イソザイム、重炭酸塩	250点
16 AST アイソザイム、リボ蛋白分画	259点
17 アンモニア	283点
18 CK アイソザイム、グリコアルブミン	280点
19 コレステロール分画	50点
20 ケト体分画	55点
21 レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)	57点
22 グルコース-6-リシン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD)、リボ蛋白分画 (P AG ディスク電気泳動法)、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5 AG) 、グリココール酸	70点
23 CK-MB	59点
24 脾分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)、LDアイソザイム 1型	400点
25 ALP アイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	310点
26 リボ蛋白 (a)	314点
27 ヘパリジン	90点
28 フェリチン半定量、フェリチン定量、エタノール	95点
29 ペントシジン	96点
30 心筋トロポニン I、KL-6、イヌリン、心筋トロポニンT (TnT) 定性・定 量	107点
31 アルミニウム (Al)	108点
32 シスタチン C	114点
33 リボ蛋白分画 (HPLC 法)	118点
34 肺サーファクタント蛋白-A (SP-A)、ガラクトース	120点
35 肺サーファクタント蛋白-D (SP-D)	121点
36 血液ガス分析、亜鉛 (Zn)、プロコラーゲン-III -ペプチド (P-III-P)、 IV型コラーゲン、セレン	124点
注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合には算定する。	129点
37 ミオグロビン定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定性、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定量、アルブミン非結合型ビリ ピン	130点
38 ピルビン酸キナーゼ (PK)	140点
39 アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)、IV型コラーゲン・7S、ピタミン B ₂	144点
40 葉酸	150点
41 ALP アイソザイム (PAG 電気泳動法)	152点
42 ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖 I	162点
43 アセトアミノフェン、腎分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白 1型 (IGFB P-1) 定性	180点
44 レムナント様リボ蛋白コレステロール (RLP-C)、トリプシン 45 マロンジアルデヒド修飾 LDL (MDA-LDL)、マ c-2 結合蛋白白糖鎖修 飾異性体	184点
46 ホスフオリパーゼ A ₂ (PLA ₂)	187点
47 赤血球コプロポルフィリン	200点
48 リボ蛋白リバーゼ (LP-L)	204点
49 肝細胞増殖因子 (HGF)	210点
50 CK アイソフォーム、プロリルヒドロキシラーゼ (PH)	223点
51 2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性、α-フェトプロテイン (AFP) 定性	227点

47 ヒト総毛性ゴナドトロビン (HCG) 定性	55点
52 ビタミン B ₁	60点
53 ビタミン B ₂	69点
54 赤血球プロトポルフィリン	90点
55 プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシトニン (PCT) 半定量、プレゼ ン定量	99点
56 ビタミン C	115点
57 1, 25-ジヒドロキシビタミン D ₃	115点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項 目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点 数により算定する。	115点
イ 5項目以上7項目以下	93点
ロ 8項目又は9項目	99点
ハ 10項目以上	115点
注 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。	115点
(生化学的検査II)	115点
D 0 0 8 内分泌学的検査	115点
1 ヒト総毛性ゴナドトロビン (HCG) 定性	55点
2 11-ハイドロキシコレステロロイド (11-OHCS)	60点
3 ホモバニリノ酸 (HVA)	69点
4 バニールマンデル酸 (VMA)	90点
5 5-ハイドロキシンドール酢酸 (5-HIAA)	95点
6 プロラクチン (PRL)	98点
7 レニン活性	103点
8 トリヨードサイロニン (T ₃)	108点
9 甲状腺刺激ホルモン (TSH)、ガストリン	110点
10 レニン定量	111点
11 インスリン (IRI)	112点
12 サイロキシン (T ₄)	114点
13 成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、C-ペプチド (CP) 黄体形成ホルモン (LH)	117点
14 アルドステロン、テストステロン 抗体、遊離サイロキシン (FT ₄)、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗GAD 抗体)、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール、サイロキシン結合グ ロブリン (TBG)	131点
15 逆離サイロキシン (FT ₄)、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗GAD 抗体)、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール、サイロキシン結合グ ロブリン (TBG)	134点
16 サイログロブリン	137点
17 脳性Na利尿ペプチド (BNP)、サイロキシン結合能 (TBC)、脳性Na利尿 ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)	140点
18 カルシトニン	141点
19 ヒト胎盤生ラクトー糖 (HPL)、ヒト総毛性ゴナドトロビン-βサブユニ ット (HCG-β)	144点
20 ヒト総毛性ゴナドトロビン (HCG) 定量、ヒト総毛性ゴナドトロビン (HC G) 半定量	144点
21 グルカゴン	146点
22 ブロメステロン	150点
23 I型コラーゲン構架N-テロペプチド (NTX)、酒石酸抵抗性酸ホスファター ゼ (TRACP-5b)	159点
24 骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	160点
51 2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性、α-フェトプロテイン (AFP) 定性	165点